

午前十時四分 開会

○中村委員長「ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長「会議録署名者として、原田寿雄委員、土井敏行委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、六月二十一日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願・陳情に対する現状と対策を配付いたします。ります。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○平尾政策部長「今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の予算案などについて、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算について申し上げます。

波戸岬少年自然の家は、県内のほかの少年自然の家と比較して県外利用者の割合が高く、指定管理に係る県負担も大きいという課題もあることから、波戸岬少年自然の家利活用検討事業費として、より効率的で効果的な利活用について調査検討を行うための経費をお願いしております。

また、学校法人旭学園と武雄市が共同で進めている武雄アジア大学（仮称）の設置に向けて準備が進められており、県内の高等教育機関の充実を図るため、武雄市が行う同法人への支援に対し、高等教育機関設置支援事業費補助として補助金を交付する経費について債務負担行為の設定をお願いしております。

そのほか、予算外議案（条例議案）といたしまして、「佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例（案）」を提出しております。

以上が今回提案しております政策部関係の予算案などの概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○泉総務部長「続きまして、今回の定例県議会に提案いたしております総務部関係の予算案などについて、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算について申し上げます。

私立学校の教育環境の充実を支援する私立学校支援事業について、ふるさと納税などの県への寄附金が令和六年度当初予算の見込みを上回ったため、今回、増額補正をお願いしております。

また、佐賀県競馬組合の利益金の配分があつたことを受け、今後の文化の振興などに係る財源とするために文化振興基金への積み立てをお願いしております。

そのほか、予算外議案、条例議案といたしまして、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）を提出しております。

以上が今回提案いたしております総務部関係の予算案などの概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長村警察本部長「本議会上程しております警察関係の予算外議案、条例議案について、その概要を御説明申し上げます。

近年、飲食街におけるフリーの客引きの出現や客待ち行為の横行など新たな形態の迷惑行為が行われており、これらの迷惑行為に対して現行の条例や他の法令では取り締まることができない場合があることから、佐賀県迷惑行為防止条例を改正して規制を強化することとしております。

以上が警察関係の予算外議案、条例議案の概要であります。御審議のほどよろしく願いたします。

○中村委員長「ありがとうございました。

これより質疑に入ります。  
通告に従い、順次発言を許可します。

○土井委員 II おはようございます。自由民主党会派の土井敏行でございます。  
委員長に発言の許可を得ましたので、令和六年六月定例県議会、総務常任委員会の質問のトップバッターを務めさせていただきます。

さて、最近NHKの朝ドラ「虎に翼」、鬼に金棒という意味なんでしょうけれども——が評判になっています。戦前と戦後の日本社会の変化、違い、特に女性の地位と家族制度について興味深く、面白く内容、ストーリーでありますけれども、私は主演の伊藤沙莉さんが演じる猪爪寅子、日本初の女性弁護士で裁判長も務められた三淵嘉子さんがモデルであります。その母校、明律大学というふうになっておりますが、私の母校、明治大学がそのモデルですが、その同級生に花岡と轟という男性が登場します。この二人、佐賀出身ということで、佐賀という言葉が度々テレビの中で出てまいります。非常に興味をそそっているとありますが、この花岡さんは法律を守って闇米を食べず、栄養失調で亡くなられた判事のエピソードが話題となっております。そのモデルは、明らかに佐賀県の白石町出身、山口良忠さんであります。山口良忠さんはこういう方であります。（資料を示す）

妻と幼い二人の子供を残して、三十三歳の若さで亡くなりました一判事の死は、海外でも大きく報じられました。当時、まだ敗戦直後でありますので、反日感情が強かったアメリカ合衆国でもAP通信は「a man of high principles」——プリンシプルの男とする記事を配信し、ニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポストなど有力紙がこぞ取り上げたとあります。当時、敗戦国日本の名もなき一判事に最大の敬意を表したわけです。この山口良忠は、私の母校であります鹿島高校の前身であります旧制鹿島中学校の先輩でもあります。この背景には、当時のGHQの政策と法

の社会の矛盾があつて、一致していなかったわけですよ。単なる美談にはいけないと思っておりますが、この事実は後世に伝えていかなければならないというふうに思っております。

今、佐賀県は近代司法制度の創始者、江藤新平の真の復権を目指して、本丸歴史館を中心に顕彰、再考がされておりますが、私は山口良忠と江藤新平には共通するものを感じます。それは、言わば葉隠精神といえますか、至誠一貫の精神ではないかというふうに思います。至誠一貫、自ら進んで捨て石たるに甘んぜよ、これは旧制鹿島中学校の校訓です。本日の執行部の誠意ある答弁を求め、質問に入ります。

一問目、問いの一は武雄アジア大学（仮称）への支援についての質問です。

現在、学校法人旭学園と武雄市において、新たな四年制大学、武雄アジア大学（仮称）の開学に向けた準備が進められています。昨今の人口減少社会において、私立大学については、全国の五割強が定員未満という厳しい状況にあります。そのような中でも、旭学園と武雄市が新たな大学の設置に挑戦されるのは、私はすばらしいことだと思えます。なぜなら、佐賀県の現況では大学の数があまりにも少なく、二校という全国のワーストワンであります。少子化が進む社会情勢であるからこそ、地元に残ってくれる子供をいかに増やしていくかが重要であります。大学ができることで、地元の子供たちが佐賀で学ぶ選択肢が増え、佐賀の大学で学ぶことで子供たちがふるさととの意識をより高め、佐賀のために何かしたいと思うようになって県内で就職し、地域のリーダーとして成長してくれるのではないかと大きな期待を寄せているところであります。

また、地元の子供たちだけでなく、他県からも武雄アジア大学（仮称）に入学した子供たちが佐賀を好きになり、佐賀に残って頑張ろうと思ってもらえるような佐賀ファンを増やす場にもなってほしいというふうに思っているところであります。武雄アジア大学（仮称）にはこうした期待を持っており、開学に

向けた準備を着実に進めてほしいと思っております。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず、一点目ではありますが、武雄アジア大学（仮称）の概要についてであります。

大学の構想が発表された当初は二学部制でありましたが、その後、一学部に見直されたと聞いています。学部構成など武雄アジア大学（仮称）の概要について伺いたいと思います。

七月一日の特別委員会で、実は視察でお伺いする予定であります。今日の議論のために、あえてこの概要について現在把握しておられることについてお答えいただきたいというふうに思います。

○尾鷲政策企画監Ⅱ武雄アジア大学（仮称）の概要についてお答えいたします。今年の二月に旭学園が武雄アジア大学（仮称）の基本構想を発表されております。これによりますと、開学時期は令和八年の四月、建設予定地は武雄町の旧白岩体育館跡地、定員は入学定員が百四十名、収容定員は五百六十名です。学部・学科につきましては東アジア地域共創学部、東アジア地域共創学科の一学部一学科で、学科の下に観光力・地域マネジメントコース、韓国・メディアコンテンツコースの二つのコースを設けるとされております。

以上です。

○土井委員Ⅱこの武雄アジア大学（仮称）について二点目ですが、県が支援する理由についてお伺いしたいと思います。

武雄アジア大学（仮称）の取組は旭学園と武雄市が進めているものであります。佐賀県が県として支援する理由は一体何なのかお伺いします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ県が支援する理由についてお答えいたします。

佐賀県では、子供の割合が全国三位と多いにもかかわらず、毎年、大学進学時に三千人近くの学生が県外に進学をしている状況です。その大きな要因の一

つは、委員からも御紹介がありましたけれども、県内の大学の数が四十七道府県で最少の二つしかないという圧倒的な大学の数の不足であるというふうに考えております。県外に進学している学生の中には、本当は県内で学びたいと思っている学生が相当数いるのではないかとこのように思っております。県内で学びたいと思っている子供たちのために、県内の高等教育機関を充実させていく必要があります。

武雄アジア大学（仮称）が開学をすれば、県内の学びの選択肢が増え、高等教育機関の充実につながるから、県はこの取組を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○土井委員Ⅱ支援は分かりましたけれども、三点目ですね。県の支援の内容についてお伺いしたいんです。

私立大学の施設などについては一般的な支援制度は私はないと聞いておりましたけれども、今回の支援内容と考え方はどのようなものなのか、まとめてお伺いします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ県の支援内容についてお答えいたします。

今御指摘いただいたとおり、私立大学の施設などにつきましては都道府県による一般的な支援制度はございません。各県ともそれぞれの状況に応じた支援を行っております。

佐賀県は私立大学の施設などに対する支援につきましては、地元各市町が主体的に大学誘致を行う場合は地元市町が負担する額の二分の一を県が支援するということは基本と考えております。よって、今回は武雄市の負担額であります十二億九千八百七十三万一千円の二分の一の額、六億四千九百三十六万五千円を県は支援したいと考えております。

また、今回の取組は旭学園と武雄市の共同事業と考えておまして、武雄市

に対して補助を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○土井委員Ⅱ分かりました。

全国的に一般的には支援制度はないということですが、今回、佐賀県がやりましたけれども、他県の例についてお伺いしたいと思います。

私立大学の新設などについて他県も同じような支援を行っているのかどうか教えてください。

○尾鷲政策企画監Ⅱ他県の例についてお答えいたします。

他県で県が支援している最近の例を三つ申し上げますと、一つ目に、千葉県成田市において平成二十九年四月に開設しています国際医療福祉大学医学部につきましては、施設整備費が約百六十五億円です。これについて千葉県が法人に対して三十五億円を補助しております。また、成田市が法人に対して四十億円を補助し、また、敷地を無償貸与しております。

二つ目ですけれども、愛媛県今治市において平成三十年四月に開設しました岡山理科大学今治キャンパスにつきましては、施設整備費が約百八十七億円、これについて愛媛県は今治市に三十一億円を補助しております。今治市は市の負担六十二億円に愛媛県からの補助三十一億円を合わせまして約九十三億円を法人に補助しております。また、市有地を無償で譲渡しております。

三つ目ですけれども、長野県松本市において令和三年四月に開設しました松本看護大学につきまして、施設整備費は約六億円です。これはそれまで松本短期大学の看護学科というものでありましたものを切り分けて大学にしたということ、既存の施設を活用したりしておりますことから、その整備費はそれほど大きくはございません。これについて長野県が松本市に一・五億円を補助、松本市は市の負担、これは同額ですけど、一・五億円に県からの補助一・五億円を合わせまして三億円を法人に補助しております。

このように、それぞれ大学の規模は異なりますけれども、いずれの例でも地域の市と県が連携してそれぞれの状況に応じた支援を行っております。

以上です。

○土井委員Ⅱ分かりました。大学の規模が全然見えておりませんので、分かりませんけれども、そういった形で補助がされているということでありませぬ。

五目目ですが、県立大学との関係性についてお伺いしたいと思います。

順調にいけば、武雄アジア大学（仮称）が開学した数年後には県立大学が開学する予定であります。しかし、二つの新設大学が学生を取り合ったり、競合することはないかと心配する声も出ています。私は両大学には連携していったほうがいいと考えておりますけれども、県内の大学が補完し合い、ウイン・ウインの関係になればいいと思っておりますのであります。この点について県としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○日野政策総括監Ⅱ県立大学と武雄アジア大学（仮称）の関係でございます。

委員からは、まず、競合することはないかという御指摘というか、心配という声もあるというふうに聞きました。

まず、競合関係について私どもはそういった懸念はまず持っておりません。理由は二つございまして、一つは、武雄アジア大学（仮称）と県立大学で学部構成が異なるということです。県立大学は経営とデータサイエンスをベースにする、武雄アジア大学（仮称）は東アジアだとか、韓国、エンタメ、こういったものをベースにしておりますので、競合関係にまざらないと。

それからもう一つ、ロットの問題でありますけれども、るるこれまでも御答弁申し上げますとおり、県内は毎年三千人近い学生が県外に流出している現状があります。武雄アジア大学（仮称）と県立大学の入学定員を合わせても恐らく四百人前後だろうと思えます。そうなりますと、仮にそのうちの半数が県内の学生と仮定したとしても、まだまだ三千人という数字と比べるとギャップが

あるわけなので、そういったことから競合関係にはないというふうに思っております。

あと、委員からはむしろ連携してほしいという期待の声がございました。全く私どももそのように思っております。お互い高等教育機関の充実に向けて連携していくことは当然大切でございますし、例えば、一つの例で申し上げますと、教員同士の連携もありますし、学部構成が異なりますので、例えば、一部の単位の互換をすることによって学びの幅が広がるのではないかと効果もあるかと思えます。ほかにも例えば、他県では大学の数が複数ありますと、大学同士がコンソーシアムを組織して連携をやっている例がございます。お互い教員同士もそうですし、大学の事務局もそうですし、お互い交流しながら、研修しながら、大学そのものの質を高めていくと。そして、研究結果を例えば、県民、市民向けのシンポジウムなどを開催して地域に還元していく、そういった取組が行われているような地域もございます。そういった県内の高等教育機関が連携しながら、それぞれの成果を県民に還元していく、そういった取組に広がればというような連携というものも我々は考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員 Ⅱぜひそういうふうになってほしいというふうに思います。小さい県ですけども、大学が四つになっても決してそんなに多いというわけではないでしょうけども、その四つの大学がそれぞれコラボして大きな成果をぜひ出してもらえればというふうに思っているところであります。

この項目の最後ですが、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思えます。

武雄アジア大学（仮称）の開学に向けて今後どのようなスケジュールで準備が進んでいくのかお伺いします。

○尾鷲政策企画監 Ⅱ今後のスケジュールについてお答えいたします。  
武雄アジア大学（仮称）の開学に向けて今後、旭学園において準備が進められていきます。

まず、大学設置に係る認可につきましては、今年十月に国に認可申請を行い書類審査、面接審査、実地審査が進められ、来年八月に可否の判定が行われる予定です。

これと並行しまして、施設については、今年の十一月から建設工事が開始され、竣工までに一年程度見込まれております。

また、学生の募集については、来年八月の設置認可が下りるまでは設置構想中ということをした上で、PR活動が行われます。そして、認可が下りた後に募集要項の配布など、具体的な学生募集が開始をされます。

こうしたスケジュールで準備が進められるというふうに聞いております。  
以上です。

○土井委員 Ⅱぜひ武雄アジア大学（仮称）も成功してほしいというふうに思っているところであります。

では、次の質問に移りますが、問いの二は県立大学の設置に関する質問であります。

昨年の令和五年二月の定例県議会以降、多くの議員が御質問され、様々な視点、角度から活発な議論がなされました。この短期間に一般質問、常任委員会の質問、特別委員会の質問、代表質問まで入れると、実に私で延べ八十七人目になります。それくらいたくさんの方が質問をしているわけですが、一方で、今六月定例議会に合わせて「教育方針の基本的な考え方（案）」及び「施設機能の考え方（案）」が示され、かなり議論が深まり、一般質問では知事から早ければ七月中にも立地を決定するとの答弁もありました。

他方で、このような議会の議論の中にあって、人口減少、少子化時代の到来

から消滅可能性自治体が報道されたり、県民の皆様は新しい大学に対して率直に不安をお持ちの方も見受けられます。

今日はこうした不安に応える答弁を期待して質問させていただきたいと思えます。

問いの二の県立大学についてありますが、一点目は、学生の確保についてであります。

一つ目、学生確保の見通しについて、少子化の時代で、龍谷短大が募集停止になるなど、特に地方の私立大学や短期大学は学生集めに苦勞していると聞きます。そういうデータも出ております。県立大学の学生確保の見通しは現時点でどのように考えておられるのかお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱ学生確保の見通しについてお答えいたします。

佐賀県におきましては、現在、高校三年生の数、約七千人おります。そのうち、大学進学者が毎年三千五百人程度で推移しております。このうち、県外への進学者が三千人というところでございます。

一般質問でもありましたけれども、過去と比較しますと、今七千人と申し上げました高校三年生の数、これは三十五年前の平成元年は一万二千人でございました。一万二千人が七千人に減っている。

大学進学者の数は、同じく平成元年は二千人、この二千人が三千五百人に増えているところでございます。

高校生の数は大きく減少しておりますが、むしろ大学進学者の数は増加してきているところでございます。

大学進学率の伸びということも考えまして、大学に進学する者の数というのは変わらない状況が続くというふうに考えております。こうしたことを考えますと、県立大学の入学定員、今二百から三百としておりますが、さきの武雄の百四十名というのを加えたとしても、まだ入学生の確保というのは十分見通し

が立つというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ分かりました。

先ほどもちよつと出ましたけれども、佐賀県は四年制大学の進学率が全国平均と比べるとかなり低いですよ。それはほとんど経済的理由だというふうな話もお伺いしますけれども、ぜひ多くの学生さんが進学できるようにないないというふうに思っています。

この項の二つ目ですが、全国の公立大学の募集状況についてお伺いします。

全国に公立大学が百一ありますが、それらの学生募集の状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱ全国の公立大学の状況についてのお尋ねでございました。

今、御案内ありましたように、公立大学は今、全国で百一でございます。平成の初めでは三十九あったものが今、平成、令和と百一にまで増えているところでございます。

状況を見ますと、一校を除いて定員は充足しているところ、その一校につきましても、秋入学をやっているような特殊な大学でして、その留学生が見通しより減少しているというところで、足りていないというところはございますけれども、それを除きますと、全ての公立大学において定員を充足しているという状況でございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ分かりました。

それでは、二項目ですが、教員の確保についてお伺いしたいと思います。優秀な学生の教育には優秀な教員の確保が必要です。少子化の時代で、生徒絶対数が全国的に減ってくれば、当然競争が激しくなりますので、優秀な教員の奪い合いになるのではないかとというふうなみんな心配をしているところ

でありますが、この教員確保についてどのような見通しを立てておられるのかお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱ教員の確保についてのお尋ねでございました。

教員の確保、特に優秀な教員の確保はとても大事だと思っております。力を入れなければいけないと思っております。

今般、「教育方針の基本的な考え方」というのを取りまとめました。そのカリキュラムの内容の詳細の検討を続けてまいりますけれども、それと並行いたしまして教員の採用方針というのを定めまして、具体的な教員募集を行っていきたいというふうに考えております。

その際には、県立大学の特色でございます実践と理論の循環型の学びというところを、そういう価値観といいますか、賛同いただく必要、これは絶対必要だと思っておりますので、そういう方ですとか、研究だけではなくて、学生の教育に重視をされる方、そういった方を教員として採用できればというふうに考えているところでございます。

具体的な募集につきましては、早めに条件を整備するというのが必要だと考えておりまして、そういったのは専門家チームとも相談しながら決めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱぜひ専門家チームとよくお話しいただいて、ネットワークを張って情報収集していただいて、いい先生が集まるようにお願いしたいと思います。

三項目め、教育方針についてお伺いしたいと思います。

まず一点目、スケジュールについてですが、最速の令和十年七月の開学を目指すのであれば、一年半前の令和八年十月に申請が必要だと聞いています。開学まで四年を切っており、検討、準備を急がねばならないと考えますが、カリキュラムや入試制度などの検討を進め、県立大学の具体的な姿を早く県民の前

に提示してもらいたいと思います。今後のスケジュールや方向性についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱスケジュールについてのお尋ねでございました。

教育方針につきましては、専門家チームを中心にまた議論を進めてまいります。特に教育方針の基本的な考え方、三つのポリシーにつながるという御説明を差し上げておりますけれども、その三つのポリシーというのを取りまとめを急ぎたいというふうに思っております。来年の春までには卒業認定、カリキュラム、それから入学者の受け入れという、この三つのポリシーを中心に整理して取りまとめまいります。

カリキュラムの骨子ですとか体系、あるいは県民の皆さんの関心も高い入試制度の概要につきましても、現在、精力的に議論を進めていこうと思っております。注視されているということも意識しながら、議論を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ確実に進めていただきたいというふうに思っています。

次は二点目ですが、今回の教育方針の中に出ておりました、「佐賀学」についてお伺いしたいと思います。

私は佐賀学が一つポイントだと思うんですね。「佐賀学」とは具体的にどのようなものをお考えなのか、お示しをいただきたいと思えます。

○中島政策企画監Ⅱ「佐賀学」についてのお尋ねでございました。

「佐賀学」というものをリベラルアーツ、教養科目の一つとして設定することを考えております。県立大学でもございますので、地元佐賀のことについての学びを深めるということが大切だということで、そういうことを考えているところでございます。

これは佐賀の地理とか歴史とか、そういうのを知識としてインプットすると

いうだけではございませんで、佐賀の食、農業、産業、観光と、いろんな分野の題材をフル活用して、佐賀がどういう状況に置かれているか、佐賀の優位性は何なのかということをしつかり学んでほしいというふうに思っております。

それがなぜ必要かといいますと、やっぱり我々は現場での課題解決型学習というものをやりたいと思っておりますけれども、そういった県内の現場、企業団体、地域に入り込んでいって実際の課題解決型学習をする際に、佐賀が実際置かれている状況がどうなのかということを知った上で学ばなければ、その学びの深まりというのが深まっていかないと思いますので、そういったことをぜひやりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○土井委員 確かにおっしゃるとおりでありますけれども、それだけではないと思うんですよ。「佐賀学」ってどういうことかとすると、この県立大学が一番私はぜひ佐賀につくってほしいと思ったのは、やっぱり佐賀のことを好きになってもらう、佐賀のファンになってもらう子をいかに増やすかなんですよ。自分のところが嫌いだったら、みんなそこにいませんよ。そこはですね。だから、そこを好きになってもらうためにはどうすればいいかと。彼女ができたり好きになるときは、やっぱりよく知ることなんですよ。それは今の現状を知ることでもありますけれども、昔のこと、過去の歴史、文化、いろんなことを知ることでもすけれども、今の現状の中でどういう可能性があるかなということも知ってもらおう。そういう中で、やっぱりふるさと教育ではないんですけど、ふるさと教育と言ってもいいと思うんですが、「佐賀学」はですね。地域のことを愛する心を育てていくということが、私は大きなそれ以後のリーダーになつていく資質になつていくというふうに思うんですよ。そういう県内でリーダーシップを取れる人たちがたくさん育ってくれる、そんな大学であつてほしいなというふうに思っているところであります。

ですから、ここは一つのポイントだと思しますので、ある意味、この「佐賀学」によってファンづくりができるんじゃないかというふうに思うんですよ。

それは地元出身者じゃなくて、よそから来た人にとつてもですね。鹿島の間ガタリンピックをやりました。ガタリンピックは四十回、何をやっているかというところ、ファンづくりをやっているわけですよ。ファンづくりの中で一番大事なのは、実はフランチャイズファンなんです。よそから来た人が鹿島を好きになって来てもらおうということもありますけれども、あるいはいろんなものを買ってもらおうということもあります。地元に住んでいる人たちが自分たちが好きになつて、よし、この地域を何とかしてやろうと、何とかしようという思いにつながることを目指しているわけでありまして、ぜひ「佐賀学」というのもそういう狙いをしっかり持ってやっていたいただきたいなというふうに思います。

三点目に、入学生の受け入れについてですが、熱量が高い学生に多く入ってほしいということではありますが、どのような視点で学生の熱量をはかろうと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監 入学生の受け入れについてのお尋ねでございます。

熱量のはかり方などございますが、まず前提といたしましてですけれども、学びというものは、やっぱり学び合うということが大事だと思つて、学生同士が学び合うということも大事だというふうに考えておりました、そういった意味からは、学生そのものが多様性があるという状況というのが大事だと思つております。普通科のみならず、実業系の専門学科に通学する向学心の高い生徒の入学生を広げたいということもそういうことから考えているところでございます。

それと、最近の大学入試の傾向を見ますと、従来は一度きりの記述でのペーパーテストで可否を判定するということが主流でございましたけれども、最近

は人物だとか意欲を見る総合型選抜、指定校推薦といったものが増加をしているところがございます。大学によっては、半分を選抜、推薦で受け入れているところもあるという状況でございます。このようなこともございまして、多様な性の観点、意欲ある学生を採りたいという、そういう観点からですけれども、県立大学の入試におきましては、今申し上げました総合型選抜だとか指定校推薦というのをできるだけ活用して、意欲が高い生徒というのを採りたいというふうに思っております。

その一つの方法といたしましては、県内の全ての高校に指定校推薦を設けまして、例えば、高校の探求学習というのもやっておりますので、その探求学習で評価の高い生徒を推薦いただくとか、そういったことを検討しているところでございます。

具体的な制度設計、いろんな他県の状況だとか、よりそれを超えるようなものをやりたいと思っておりますので、そういうことを調べております。教育委員会とか私学とも意見交換をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○土井委員 熱量が高い学生が欲しいとみんな思うわけですよ。具体的な選抜方法はなかなか難しい、どうやってはかるのかなど。今、指定校推薦や、推薦が上がってくるのはかなり確度が高いのかもしれないけれども、あとは総合選抜でどういう形で、例えば、面接でやるのか、論文を書くのか、分かりませんけれども、その辺しっかつかんていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○中島政策企画監 〓おっしゃるとおり、指定校推薦なんかは学校の先生が長く生徒の意欲も含めて見ていただいているところの上でというふうに考えております。一方で、総合型というところにつきましては、筆記じゃないとか、おっ

しゃったように面接とか論文がメインになると思いますけど、そこできっちり見ていく必要があると思います。そのやり方はいろいろ工夫をしながらというふうに思っております。専門家チームからいろんな意見をいただきますので、そこを見ながら、一方で何でしょう、入ってから鍛えたいというのもありますので、その辺りをバランス取りながらということになりますけれども、入試一つを取ってもいろいろ勉強するところがあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○土井委員 〓それでは、ぜひ熱量の高い学生がたくさん集まることを期待しております。

四点目ですが、佐賀大学と西九州大学との連携についてお伺いしたいと思います。

佐賀大学と西九州大学に加え、県内では武雄アジア大学（仮称）の設置に向けて、検討が先ほど話があったように進んでおりますが、県内の大学と県立大学と、それぞれの強みを生かして、お互いに地域のために貢献する存在になってほしいとも考えています。これらの大学との連携について、現時点でどのような取組を考えているのかお伺いします。

○中島政策企画監 〓既存の佐賀大学、西九州大学などとの連携についてのお尋ねでございます。

大学の連携、とても大事だと思います。さっきの武雄アジア大学（仮称）のところでもありましたけれども、大学間が連携して地域のための大学になっていくというのが大事だと思っております。コンソーシアムの話もありましたけど、佐賀は今のところ佐賀大学、西九州大学、二つしかございませんで、武雄アジア大学（仮称）ができて県立ができて四つの大学と。数が少ないということとは逆に強みだとも思っておりますので、連携しやすいところもあるかと

思います。そういったことで、連携というのは絶対必要なと思っております。具体的な中身、武雄アジア大学（仮称）のところでもありましたけれども、やっぱり教員同士の連携だとか、単位の互換というところから始めてまいりたいと思っております。また、教育方針を検討していく中で、あるいはどういうスタッフが我々県立大学に持たせるかということともリンクしてまいりますので、県立大学の姿が決まっていくに従って、ほかの大学との組み方ということも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○土井委員Ⅱ連携というのはよく最近出る言葉で、お互い単独ではできないことは限られている、連携したらいろんなことができるということですが、ただ、大学同士の連携ですので、具体的にどういうことができるのか、より今から進んでいけば具体的なことは出てくるでしょうから、そこをしっかりと見つけて、お互いに成果が出るような連携につなげてほしいというふうに思います。

五点目ですが、キャンパスについてお伺いします。

教育方針では県立大学で達成したい教育内容の方向性が取りまとめられました。これを実現するのにふさわしい施設機能についても、今回、考え方が示されたわけです。その中で、県内各地で活動する学生のベースキャンブとなるような場所を複数確保との言及があります。県立大学での学びは県内全域をフィールドに行われるため、学生が県内各地に散らばり、実践的な学びを行うことが地域や企業に刺激を与えてくれるものになるのではないかと期待もしているところであります。

そこで、ベースキャンブという言葉が出ていますが、ベースキャンブについてどのようなイメージを持っておられるのか、現時点でのお考えをお伺いしたいと思えます。

○中島政策企画監Ⅱベースキャンブについてのイメージのお尋ねでございます。

県立大学の学び、これはキャンパスに閉じ籠もるものではないということでも申し上げておまして、県内全域を学びのフィールドとすることでも考えております。学生は県内各地に散らばって、各地域ですとか企業に入り込んで学ぶということを想定しているところでございます。

その際、学生が地域ですとか企業で学ぶ際に、メインのキャンパスまで戻る、往復するというのではなくて、各地域の拠点となるようなものがあって、そこで活動することができれば、地域に学生が入り込んだ姿になるというふうに考えております。その拠点というのは、これをベースキャンブと申し上げておりますけれども、大きなスペースを確保するということは想定しておりませんで、最低限のといえますか、議論をするような机と椅子だとか、パソコンを持ち込んだときの通信環境、こういったものがあればいいかと思っております。小さな会議室のようなイメージをしております。

場所につきましてもいろんなケースがあると思っております。例えば、商店街の一角、空き店舗を借りてするとか、事業所の一角を学生に開放していただくですとか、あるいは例えば、県立高校あたりで空いているような教室を使わせてもらうとか、そういったいろんな形があるかなと思っております。そこに行けば学生がいるなという場をいろんな地域につくりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ分かりました。ぜひベースキャンブの考え方は面白いと思えますので、各地域でそういう大学を身近に感じられる、大学との垣根がないとか、一般の県民の皆さんが行ったり来たりできるような、そういう関係になるか、一般的なイメージに思っているところでもあります。

それでは、四項目め、県内就職についてちょっとお伺いしたいと思います。

これだけ人手不足が顕著であるにもかかわらず、いまだに大学を卒業しても

県内では働くところがないと捉えている人が少なからずいらっしゃいます。よくそういうお話も聞きます。一方では、県立大学に期待しつつも、優秀な学生を育てれば育てるほど県外の大手企業に就職してしまうのではないかと不安に思っている方もいらっしゃいます。

卒業生の県内定着のためには県内企業の協力が欠かせないと思いますが、どのような取組をしようと思われているのかお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱ県内企業の協力といった点でのお尋ねでございます。

まず、県内の就職に関する状況を数字で申し上げますと、有効求人倍率、四月も一・三倍を超える高い水準で推移をしているところでございます。また、佐賀大学についてだけ申し上げますと、就職希望者の三倍以上の県内求人数があるというふうに聞いておりまして、大卒人材のニーズが高いというふうに認識をしているところでございます。

今、我々政策部の職員で経済団体の勉強会、あるいは会合に寄せていただきまして、県立大学に関する検討状況を説明するなど意見交換をしているところでございます。その中で、県立大学構想に関心をもちの事業者の方、地域団体の方々に幅広く協力事業所への登録を呼びかけているところでございます。昨日時点で三十社を超える方が登録いただいているところでございまして、そういった登録をされた方には随時、県立大学はこういったことをやっているよという情報をお手元に届けたいと思っております。

この事業所を登録いただいた方々、県立大学のことを知っていただきたいというのでもございますけれども、大学ができました後には、今後、学生の学びの現場の提供ですとか、あるいは事業での後援ですとか、あるいはインターンの受け入れ、事業者の方、企業の方、多くの方に参画いただきたいと思っておりますので、そういう様々な形で御協力いただければというふうに考えているところでございます。

今の登録制度もそうですけれども、事業者の方、地域団体、それと大学、学生の接点というのを早いうちから多く設定していきたいというふうに思っております。そうすることによりまして、委員おっしゃった佐賀のファンが増える、佐賀の企業のファンが増えるということにもつながりますし、学生も卒業後の佐賀での生活というのがイメージできると思いますので、そういった観点からも早いうちから多くの設定というのをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ県内の企業でも、今ずっといろいろ接触してあるというふうにお伺いしましたけれども、私たちも中小企業団体中央会とか、経済同友会とか、商工会議所連合会とか、商工会連合会の方々からお話を聞いています。やっぱり大卒が来ないと、大卒が欲しいという切実な願いも聞いておりますので、そういうニーズとマッチしておりますので、そこをしっかりとつかんでいただきたいというふうに思います。

五点目ですが、県民理解の促進についてであります。

今までずっといろいろ質問してきましたけれども、結局、県民の皆さんにどれくらいこのことが理解されているかどうかというのは、議会で議論をしてもなかなか伝わっていないというところがあるのではないかとというふうに思います。

まず、現状認識についてですが、県立大学構想に関する県民理解は進んできた部分もありますけれども、不要だとの意見の人もまだまだいらっしゃいます。執行部としては県民理解の現状をどう捉えているのかお伺いしたいと思います。○中島政策企画監Ⅱ県民の皆様の理解の現状をどう捉えているかというお尋ねでございます。

県立大学につきましては、議会でも非常に多く御質疑いただいております。

メディアでも何度も報道されておりまして、県民の関心も高いというふうには認識しております。そういった中で、先ほど経済会の話でしたけれども、経済会に限らず、いろんな場に我々出向きまして、説明、意見交換するという場を設けております。そういった中では、少子化の時代になぜ大学をつくるのかという声も聞くことがあります。

それから、これはマスコミの調査ではありませんけれども、昨年末のマスコミの調査では、賛成の意見もある一方では、反対だとか、どちらとも言えないという意見も一定数ございました。設置に慎重な御意見も一定数あるというふうな認識をしているところでございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱ現状の数値的なところはまだつかんでいないのかもしれないですが、先ほど感覚的に言われたような形で、ある一定数の方はやっぱり分からないとか、要らないんじゃないかというような御意見があるのも事実だと思います。

不要と分からないとかの意見についてであります。そういう意見の方々に對してさらに理解を進めていくために、どのような取組をやっているかと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱさらなる理解をどう進めていくかということでございますけれども、不要ですとか分からないという御意見の方の中には、やはり少子化なのになぜつくるのか、学生数が減ってきているのになぜつくるのか、定員割れしている私大もあるんじゃないかというような御意見もいただいております。そういった御意見が多いと思われま。

昨年八月に日本私立学校振興・共済事業団の調査で、私立大学の定員割れが五三％に上るとい記事がありました。これをよく見ますと、中身は何かと聞いてみると、私立大学は今六百ございますけれども、そのうち大学が定めている学生定数に一人でも欠けている状態である大学の数というのが、その六百のう

ち三百二十ということを示しているところでございます。

この数字はそういうものであるということと、その結果を詳しく見てみますと、例えば、全国の地域によってばらつきもございます。例えば、宮城県を除く東北地方という数字が出ておりますけれども、そこは定員の充足率というのか、落ち込みが大きいというのに対してしまして、福岡を除く九州地方というの充足率の落ち込みというのはさほど低下していないと、そういう地域差もございませ。そういった地域差があるということですか、もともと佐賀には八百のうち二つしか大学がないんだよということ、佐賀県の特有の状況を御説明いたしますと、慎重な御意見の方にも佐賀県とそれ以外の都道府県で状況が違うということを認識いただいているというふうにも感じているところでございます。佐賀県が特殊だと、佐賀県の学びの環境の現状というのを丁寧に伝えていくことに尽きるというふうに考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱそのところでは、いわゆるつくらなければいけないという意見と、少子化でちょっと慎重に考えたほうがいいんじゃないかという意見と、間に佐賀県独自の視点というのか、現状があるわけですよ。そこをしっかりと訴えていかなければいけないというふうに思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思えます。

そういった中で、三点目ですが、パンフレットについてお伺いします。

今回、新しいパンフレットが作成されて、議会にも配付をされました。これですね。(実物を示す)このパンフレットは非常によくできているというふうな思います。ちょっと紙が厚いかなという気もしますがそれでも、県立大学の理解を進めるために、どの程度の部数を確保して、このパンフレットはどういう使い方をしようかとされているのか、そのことについてお伺いします。

○中島政策企画監Ⅱパンフレットについてお尋ねでございました。

今般、黄色いパンフレットを作成しております。佐賀県の学びの環境の現状ですとか、「教育方針の基本的な考え方」の要点、そういったものを盛り込んだパンフレットにしております。現在、約一万二千部発注しております。必要に応じてさらに追加で作ろうかと思っております。

申し上げましたが、経済界の勉強会などに参加しておりますと、そういったところでも配布をして意見を聞いたりしている、そういうことに使ったりですとか、データになりますけども、ホームページですとか、あるいはSNSを使って発信をしているところでございます。

先日は高校進学説明会の会場でもパンフレットを配布いたしました。主に中学二、三年生、あるいはその保護者がお見えになるようなところでしたけども、意見を聞くことができました。数値などが示されて現状が分かりやすいという御意見ですとか、自分の子供が入学できるよう開学に間に合うのか、間に合わせてほしいといった声もいただいているところでございます。

パンフレットにつきましては、教育方針についてさらに検討が進みまして、申し上げましたカリキュラムの内容ですとか、あるいは入試制度ですとか、そういうものが徐々に具体的な検討が進んでまいりましてそういうことが決まっておりますので、そういったことが決まっておりますので、時点、時点で更新をしていきたいというふうに思っております。

先ほどの不要とか分からないとかに対する周知というのが大事だと思っておりますので、パンフレットに限らず、様々な媒体、様々なタイミングを捉えまして、多くの県民の方に必要な情報が伝わるといふような取組を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員 Ⅱぜひパンフレットを有効に使ってほしいというふうに思います。最後に六項目ですが、県立大学の意義についてお伺いしたいと思います。

少子化が進む今、なぜ大学なのかとの率直な意見もあります。この問題、私の意見、思いを少し述べさせてもらえば、確かに人口減少社会で少子化の中、学生の絶対数が減少して大学間の競争が激しくなって学生の確保は難しく、経営がうまくいかないという率直な御意見だというふうに思います。そう考えるのは、ある意味、納得ができるわけです。しかし、地方から若者が都市部に吸い上げられている今だからこそ、私は県立大学の実現に取り組み意義があると考えているところであります。

県も主張しておられたように、佐賀県の今の事情は他県と少し異なっています。人口に対する十五歳以下の若年人口が全国で二、三番目に多い。四年制大学を受験する人の数は率としては全国平均は五八％、県は四三％と極めて少ないのは皆さん御案内のとおりであります。その理由の一つは、県内の大学数は全国八十余校のうち二校しかない。もう一つは、経済的理由です。そのため、大学進学者の八五％、約三千人が毎年県外の大学に進学をしています。「子育てし大県」さがで税をつぎ込んだことが他県のためになっているんです。

少子化、人口減少社会、消滅可能性自治体の予想がマスコミ等にも取り上げられています。このまま何もしなければ、次の世代を産み育てる世代もいなくなってしまう、そして、人口減少は加速度的に進むのではと大変私は危惧をしています。私は、こんなとき、今の佐賀県の状況を見れば、未来に向けてふるさと教育「佐賀学」を柱にした県立大学を今こそつくるべきだと思います。

そもそも人口減少社会の危機感とともに、私は中央と地方の人口格差の拡大に大きな危機感を持ち、村おこしや地方創生の運動をやってきました。ガタリピックアップも御案内したとおりであります。その一つです。今年初め、マスコミにもよく登場される有名なアメリカ人の経済アナリストの方とお会いしてお話をする機会がありました。この人口減少社会と中央と地方の人口格差の拡大の話をしましたら、彼のほうがより危機感を感じておられました。そして、こう

言われたんです。日本の国力の源泉はもともと地方にあると。日本のすばらしい文化、歴史、伝統、技能、技術は地方にこそ残っているのではないか。それを継承する人がいなくなることは日本の地方がなくなつて日本の国力が大きく落ちることを意味すると。世界の中で日本の力は大きく落ちますよと言われたんです。私も全く同感でした。そして、それは他のアメリカの経済アナリストたちも少なからずそう思っていると言われたんです。日本の国力、国家的戦略からも、私は対応が迫られているのではないかというふうに思います。

最近、とある百名くらいの方が集まれた場合に私は出席をしました。人口減少社会の中で県立大学の必要性についてお話をしました。皆さんから県立大学のことを話してくれという話がありましたので。最初は疑問の声もありましたが、最後は皆さんうなずかれておりました。帰り際に数人の年配の参加者の方からこんな声をかけられました。「県立大学を早うつくらんばいかぬね」、また、「おいも県立大学のあるぎ、行きたかった」とか、「県立大の早うできとつたらよかつたけどね。おいも息子ば大学にやりたかつた」と言われたんですね。「でも、孫がおっけん、早うつくつてよ」と言われたんです。その方の目に私は光る涙を見ました。

私は時は今だと思えます。急がねばならないと思えます。そう思います。今の時代に県立大学の実現に向けて取り組む意義についてどのようにお考えなのか、改めて政策部長の見解を求めたいと思えます。

○平尾政策部長 県立大学の意義について私の考えを述べさせていただきます。今、佐賀県内では社会の様々な面で人材不足が生じている。これは皆さん御承知のとおりだというふうに思っております。高齢化社会の中、医療、介護、教育、交通など、地域社会を維持するエッセンシャルワーカーをはじめ、農林水産業、サービス業など、様々な分野での人材不足が顕著でございます。

委員の話の中でもございました。経済団体の方から、大学を卒業した学生が

なかなか来てくれないというような声があるというふうな声。私も経済団体などの幾つかの例会などにもこれまで参加をいたしましたけれども、会社を経営される方々から同様な声を聞いているというようなところでございます。

こうした声があるというふうなことから、先ほど中島政策企画監からも答弁申し上げましたけれども、協力事業者への登録というものの数につきましても既に三十を超えているというような状況ではないかというふうに思っております。

地域に一定の若年層がコンスタントに居続ける環境をつくるということは非常に重要なことであり、また、人口減少社会、高齢化社会において、むしろ大切なことだというふうに考えております。若年層という方々、本当地域の担い手にもなれますし、また、守り手にもなられる大きな期待を我々は寄せているような状況でございます。

そうしたことにもかかわらず、先ほど来、るるお話をさせていただいておりますけれども、佐賀県は毎年三千人近い若年層が大学進学を機に県外に流出しているというような状況でございます。人口減少社会、高齢化社会においてこそ、佐賀県に備わっていない県立大学という機能が必要である、できるだけ早く設置をしなければいけないという強い認識を持っております。

また、県立大学は若年層のためだけの大学ではないというふうにも思っております。社会人の学び直しや、また、企業のイノベーション創出、各分野での地域社会を担う人材確保、こういった県内の多くの方々のための大学でもあるというふうに思っております。

県立大学は県全体を学びのフィールドとし、課題解決型学習の場は、民間企業に限らず、農林水産業、観光の現場、福祉・介護施設、まちづくり団体など、多岐にわたると考えております。そのようないろんな現場での実践的な学びと理論の学びを繰り返し、循環型の学びを習得していく県立大学の卒業生、この

卒業生には県内の幅広い分野での活躍ができるのではないかと期待をしております。地域を担う人材は地域で育てるということを大事にしながら、県立大学の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○江口委員⇨県民ネットワークの江口善紀でございます。

総務常任委員会、一年間、これからよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

本日は三問の質問を通告させていただいておりますので、順次御答弁方よろしくお願いしたいと思います。

まず、一問目の出水期に備えた災害対策について質問を取り上げさせていただきます。

近年、災害が激甚化し、頻発化しており、本県では令和三年まで四年連続で大雨特別警報が発表されました。令和元年、令和三年と、わずか二年のうちに二度にわたり大きな内水被害を経験いたしました。気象台は去る六月十七日、九州北部が梅雨入りしたと見られると発表しました。平年より十三日遅れて佐賀も梅雨入りとなり、大雨による災害を心配する時期となりました。佐賀県では内水氾濫対策として「プロジェクトF」を立ち上げ、これまで様々な対策を講じています。

内水監視カメラ、浸水センサーの設置、ダムの貯留機能強化、ため池、クレーク、佐賀城の堀の事前排水、田んぼダムの取組面積の拡大、多数の箇所での河川しゅんせつ、排水ポンプの増設、排水機場の新設、排水ポンプ車の導入、水門の遠隔操作、スマートフォンアプリ「防災ネットあんあん」の普及を通して情報提供の促進などなど、それ以外にも様々な施策に取り組んでおられます。

私が居住する佐賀市は県庁所在地ですが、北は三瀬村から南は川副町、有明海沿岸まで大変面積の広い自治体でございます。大雨の際は、山林地域や

低平地まで様々な災害に見舞われてまいりました。

ですが、もうせめて中心部の佐賀駅前や中央通り、南部バイパスなどがもう大雨に対して浸からないようにすることが、新幹線よりよっぽど政策優先度が高いんじゃないかと常々考えております。

県ではこれまでの被災による経験等も生かし、前述のような様々な対策を講じられてきていると認識しております。

県民の財産を守り、安心して生活をしていけるように、県政のあらゆる分野で防災対策、災害対策の取組を着実に進めていただきたいと思います。

聞きたいことは様々ありますけれども、ここは総務常任委員会ですので、危機管理防災課長に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の点について伺いたいと思います。

まず一点目、近年の豪雨被害の状況についてであります。

近年まれに見るほど大きな被害をもたらした令和三年八月豪雨や、唐津市浜玉町で土砂災害をもたらした昨年七月の大雨について、その被害とはどのようなものであったか、改めて伺います。

○中路危機管理防災課長⇨近年の豪雨災害の状況についてお答えいたします。

まず、令和三年八月豪雨についてですが、八月十一日から九州付近に停滞した前線の影響により、断続的に非常に激しい雨が降り続き、十四日未明から朝にかけて線状降水帯が発生しております。その後も十九日にかけて雨が降り続きまして、県内各地で降り始めからの総雨量が千ミリを超えました。この量は年間降水量の半分を超えるものでありまして、一週間強の間に一年間の半分以上の雨が降ったような量であります。

この雨により、武雄市や大町町を中心に県内各地で内水氾濫が発生し、嬉野市などでは土砂災害も発生しました。

このときの主な被害といたしまして、人的被害として軽傷者四名、住家被害

として全壊が五棟、半壊・床上浸水等合わせて千四百九十一棟、床下浸水二千九十棟となっております。

次に、昨年七月の大雨ですが、七月七日から十日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、局地的に雷を伴った非常に激しい雨が断続的に降り続いております。十日の明け方から朝にかけて線状降水帯が発生しまして、唐津市と佐賀市では一時間に八十ミリ以上の猛烈な雨が解析されております。この雨により、佐賀市、唐津市で土砂災害が多発しました。このときの主な被害といたしまして、人的被害として死者が三名、軽傷者が一名、住家被害といたしまして全壊四棟、半壊・床上浸水等合わせて六十一棟、床下浸水八十一棟となっております。

この二つの豪雨災害を比較しますと、昨年七月の豪雨のほうが局所的であり、被災した家屋は少なかつたんですが、犠牲者が出たという点では、非常に深刻な災害であったと認識しております。

以上です。

○江口委員Ⅱ近年、この線状降水帯の発生、そこにかかったかどうかで明暗が別れる、被災された方の心中をお察しするにあまりある、防災対策の大切さを改めて感じた次第です。

では、(二)出水期に備えた災害対策について伺います。

県民に向けた取組についてであります。

災害発生時には、まず自助が求められることから、県民自ら災害への備えを行っていくことは大変重要と考えます。

県では、日頃から県民の防災意識の向上のため、様々な取組を行っていると思いますが、今年度の出水期に向けて実施した取組について伺います。

○中路危機管理防災課長Ⅱ県民に向けた取組についてお答えいたします。

県民への防災意識の向上の取組として、まず、県民だより六月号に災害中間

支援組織である佐賀災害支援プラットフォームさんによる日常的な防災対策の紹介、それと「防災ネットあんあん」アプリに関する記事を掲載し、県民への周知を図っているところであります。

「県民ネットあんあん」(頁で訂正)アプリにつきましては、県が昨年四月にリリースしたものでありまして、スマホで県内の浸水状況や河川の状況などをリアルタイムで確認できるようになっております。今年二月からは避難所が開設された際は、その避難所の混雑状況であったり、道路の通行止めの情報も見ることができるよう機能が追加されております。

さらに、これまでスマホのみで閲覧可能でしたが、今月の二十日からは、いわゆるガラケーとかパソコンのウェブサイトでも見ることができるようになっておりまして、より多くの方々へ情報を届けることができるようになっております。

また、このほかの取組といたしまして、過去に県内で発生いたしました災害に関係する遺産について、その由来をひもとき、そこから得られた教訓を伝え、災害に対する意識の向上に資するという目的で「伝えよう佐賀の災害歴史遺産」という冊子を作成しております。

この冊子は毎年県内の小学校五年生に配付を続けております。今年度についても、各小学校への配付を予定しております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

様々な手段がある中で、「防災ネットあんあん」のほうもだんだん進化したということ、以前はメールが来るだけだったんですが、いろいろ情報の伝え方も進化が見てとれると思います。

また、お子さんたちにも、ごみの分別が今世の中で当たり前のように、防災対策についても、小さい頃から学んでいく、考えるという癖をつけていくこと、

そういう取組が大切だと思いますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

では、次に市町との連携について伺います。

災害対策において住民に最も近い基礎自治体である市町の役割は大変重要と認識しております。市町の災害対応力向上のため、今年の出水期に備えて県は研修会を実施したと聞いていますが、どのようなものであったのか御答弁ください。

○中路危機管理防災課長Ⅱすみません、先ほどの答弁の中で、アプリの名前は「防災ネットあんあん」でございます。失礼いたしました。

それでは、市町の連携についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、災害対応に当たっては、住民との距離が最も近い市町の果たす役割は非常に重要であると認識しております。ただ、市町によっては、大きな災害を経験していない職員や、人事異動によりまして今年度から防災業務に従事する経験の浅い職員もいらつしやることから、災害対応を円滑に進めるため、毎年、市町の防災担当職員向けの研修を複数実施しております。

また、市町にはこういった研修以外にも、昨年七月に唐津市浜玉町で土砂災害が発生して犠牲者が出たことを踏まえまして、土砂災害警戒区域にお住まいの方々に対して土砂災害発生の危険が高まったら即避難すること、避難の方法としては、その場を離れること、または避難困難なときには建物内のより安全な場所へ垂直避難することといった避難方法の周知や、先ほど御紹介した「防災ネットあんあん」アプリの登録の呼びかけといったことをお願いするなどの取組を行っているところです。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、連携の次には、出水期に備えた県の訓練について伺います。

県では、今月上旬に出水期に備えた訓練を実施したと聞いております。この訓練の内容について伺います。

○中路危機管理防災課長Ⅱ出水期に備えた県の訓練についてお答えいたします。県では、去る六月七日に水害、土砂災害を想定し、市町、警察、消防、自衛隊などの関係機関も参加して凶上訓練を実施しております。今回の訓練では、鳥栖市、基山町、みやき町に線状降水帯が発生し、この大雨によって三市町に浸水等の被害が発生するとともに、土砂災害により多数の安否不明者が発生するといったことを想定して訓練を行いました。この訓練では、県の災害対応の手順、警察、消防、自衛隊など実動機関との連携についての確認、そして、安否不明者の氏名等の公表に係る手順及びその際の実動機関との連携等について確認を行っております。

このような訓練を適宜行うことで出水期への備えを行っているところです。以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

今の答弁にも出てきましたが、国や実動機関との連携について、続けて伺います。

災害対応におきましては、県は国や各種の実動機関との連携は欠かせないものと認識しております。よく災害時の対策本部では、様々な実動機関が集結し、情報を共有し、協力して事態に迅速に対応しているというような光景が目に見えます。

日頃から協力関係や人間関係を構築していくことも肝要ではないかと思いますが、そこで、いざというときの効果的、効率的な連携のために日頃からのような取組を行っているのかについて伺います。

○中路危機管理防災課長Ⅱ国や実動機関との連携についてお答えいたします。

大規模災害の対応は何よりも初動が大事でありまして、災害現場の最前線で

活動する警察、消防、自衛隊などの実動機関との連携は大変重要であると考えております。いざというときに救助活動等を迅速、円滑に行えるよう、日頃から様々な訓練などを通じて互いに率直に意見を言い合える関係づくりに努めているところ です。

また、連携に当たっては、県と実動機関のトップ同士が顔の見える関係を築くことが何より効果的であると考えておりまして、定期的に意見交換会を開催しております。最近では、今日五日に知事と各実動機関のトップである県内の消防本部長、県警察本部長、久留米駐屯地の陸上自衛隊西部方面混成団長、目達原駐屯地の陸上自衛隊九州補給処長、脊振山分屯地の航空自衛隊第四十三警戒隊長、唐津海上保安部長、三池海上保安部長、佐賀地方気象台長が参加して出水期に向けての意見交換などを行っています。

今後このような取組を通じて連携を強めていきたいと考えております。以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。すごいですね、そのトップ同士の交流というのは、人事異動もあらわれるでしょうから、毎年しっかりとやって、顔をつないでいただければと思います。

では、この項、最後の問いですが、災害対応についてということで、今年の出水期に備えて様々な対策が行われているということですが、これまで御答弁いただきました。今年こそは県内に大雨の被害が発生しないように心から祈るばかりであります。実際に災害が発生した際にはどのように対応していくのか、最後に伺いたいと思います。

○中路危機管理防災課長Ⅱ災害対応についてお答えいたします。

これまで述べてきたとおり、出水期に備え、様々な対策を行っておりますが、災害は想定どおりに起こるとは限りません。実際の災害では、事態の推移を注視し、臨機応変に対応するオペレーションが大切と認識しております。そのた

め、何より初動が重要でありまして、県内で災害が発生した場合には、まず消防防災ヘリ「かちどき」を出動させ、空から被害状況を的確に把握するなど迅速な初動対応を行っていききたいと考えております。

災害対応における県の最大のミッションは県民の命を守ることです。初動においては、空振り覚悟で、何より人命最優先で対応していきます。県としては、災害はいつでも発生する分からないということを肝に銘じ、引き続き緊張感を持って臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。様々な機関との連携、また、空振りを恐れずに取り組む姿勢で、しっかりと県民の負託に込めただけならばと思います。ですので、これからの出水期、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

では、次の問いに移らせていただきます。二問目は、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてということで通告をいたしております。

まず、一問目のオスプレイの安全性についてということで、先日、六月十四日かな、米海軍の司令官がオスプレイについて安全性への懸念が残っていると認識を示したとの報道がなされました。

この件については、先週、十九日の武藤議員の一般質問に対して平尾政策部長は、すぐに防衛省に確認したところ、発言の詳細について米軍に確認しているところとの回答があったとの答弁をされましたが、その後、防衛省から何か新しい情報の提供はあったのでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ米軍司令官の発言についてお答えいたします。

その後も防衛省から基本的に新しい情報提供はあっておりません。昨日、六月二十五日の木原防衛大臣の閣議後会見においても、詳細については確認しているということでした。今朝方も念のために九州防衛局のほうに問い合わせをしましたが、新しい情報は入っていないということで回答がありました。今後、

引き続き防衛省に対しては情報提供を求めて、回答があった際には公開していくこととしております。

以上です。

○江口委員「ちょっと違和感を感じるんですけども、問い合わせ照会先としては防衛省ということで、県としては何かしらほかに、防衛省以外に問い合わせたりとか、調べたり、検索したりとかいうことはなさっているのかいないのかについてはいかがでしょうか。

○田中政策企画監「発言の基になったのが、米国の司令官が米国の公聴会での発言ということでありますので、直接米側に問い合わせるといったことは、現在のところ、県としてはちょっと難しいかなと思っております。

ですので、引き続き防衛省のほうとして確認をしていると。米側に確認をしているということでありますので、そちらのほうの情報を追っているということになっております。

以上です。

○江口委員「私もネットのニュースと新聞で第一報というか、見まして、自身はちよつと関心があるので、少し調べたんですけども、いわゆる一連の死亡事故を受けて、V22オスプレイ機の安全性と監視をしている米下院監視委員会の国家安全保障・国境・外交問題小委員会が六月十二日水曜日に行った公聴会のことということで、防衛省から出た情報を各社報道機関が記事にした文量というのはすごく少ないんですけども、じゃ、アメリカのメディアにアクセスしたらもうちよつと情報を取れるんじゃないかという単純なやり方です。けど。

この米軍全体のオスプレイ計画を統括する米海軍航空システム司令部のカール・チェビ中将という方が議員や遺族の前でいろいろと証言をされているというところで、これは関心というか、何とかな、能動的に情報を取ろうとす

るのか、それとも問い合わせさせて情報が来たらそれに対応するのか、能動的か受動的かのその辺の違い、感覚の違いかもしれませんが、私としては今アメリカのほうで、実際、国会を交えて、今まで機械的には問題がないとずっと言われていたオスプレイ自体が、アメリカの中で、国会の中で、非常に本心に構造的な問題について真剣に今取り組んでいる状況なんですけれども、そういったことに私たち日本が導入したV22も、駆動系、クラッチ系とかは全く一緒なので、同じ事故がいつ起こってもおかしくないと、私はそういった懸念をしているんですけども、そういうふうな安全性について、もう少し積極的に調べたりとか、そういった姿勢が欲しいなとか、ちょっと私は感じるんですけど、その辺は諸事いろいろお忙しいから、そこまで手が回っていないということかもしれないんですけども、いかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○田中政策企画監「安全性については、基本的にはオスプレイを導入するのは防衛省で、その説明責任も一義的には防衛省にあるということで考えております。我々にできることは、それを詳しく聞いて、知り得た情報を皆さんのほうに公表していくということが大事ではないかと思っております。

江口委員おっしゃるように、自主的に、能動的にということもできるんじゃないかということですが、専門的な知識を持っているのが防衛省であり、これまでやってきたのはそちらのほうで調べた結果について我々のほうで確認をしていくという作業を通じて安全性の確認ということをやっていく。今後もしそういった形で安全性については追求をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○江口委員「オスプレイの安全性については、これまでずっと防衛省からの情報をメインに受け、それを前提にというふうな認識というか、受け止めをせざるを得なかった。もっとも、まず自衛隊にオスプレイが納品というか、されるまでは、物はアメリカしか持っていないかった。しかし、何機か日本に到着し、

実際、日本での運用が始まり、十七機そろった段階で各種の運用というのは実績が既にあるので、オスプレイについての造詣は深まったと思うんですけども、事、安全性に関しては、日本はまだ十七機で一度も事故が起こっていないというのは大変当たり前かつ本当に誇るべき、評価すべきことだと思うんですが、実際、アメリカのほうでは非常に多くの事故が起こっているということで、米軍と議会でも本当にその原因について改めて本格的な調査をしているということについては、今までどおりアメリカの報道が防衛省に行って、それを佐賀県が受け入れるというか、それをそのまま県民の方にこうですよというふうにスルーする形だけで果たしていいのかなと、すごく私はちょっと違和感というか、疑問を感じるんですね。

私、今回いろいろちよっと調べたら、これがその公聴会でのときの話ですけども、(資料を示す)この軍服を着ている方がカール・チェビ中將です。お話しされているのは、これはオスプレイの事故で亡くなった方の遺族です。この公聴会には遺族の方もたくさん出席をされていて、クラッチの不具合、クラッチの不具合ということで、ハード・クラッチ・エンゲージメントと九州防衛局も説明をしましたが、どの部品が具体的にどの部品なんだということには言及されませんでしたけど、アメリカのほうでは指摘がこういうふうには、これがオスプレイですけれども、エンジンのこのところ、ピンのところにあるますプラグクラッチというこの部品が想定以上に摩耗が早かったんじゃないかと。そこで、摩耗が早かった、つまりどういうことかということ、クラッチが滑るとよく言いますけれども、クラッチが滑るからもう一度再接続したらがちっとはまって、今度は一気に力が入ってしまつて、右と左の推力がバランスが取れなくなつて、一気にひっくり返る、コントロール不能になる、そういう事故になつているんじゃないかということが今専門家から指摘をされているんですね。

二〇二二年にカリフォルニアで五人が犠牲になつた墜落事故がありましたけど、このときは非常に激しく壊れて、フライトレコーダーすら壊れてしまつていたぐらいの事故だつたそうです。ですから、それ以降、アメリカではオスプレイのフライトレコーダーはもつと壊れにくいような強い構造のものに義務づけられるというふうな、そういった事故が二〇二二年六月にカリフォルニアで、五人が死亡した事故が起き、クラッチの不具合のことをずっと指摘されてきました。十年前から指摘されていたけど、そのまま運用を続けた結果、昨年の一月に屋久島沖の日本の海域で墜落事故が起きてしまい、全世界的に運用が止まつているわけです。

今までのいろんな安全性に関しては、米軍の報道を日本、自衛隊が、防衛省が仮訳して、それを受けて、それを報告するというふうな形で、何か佐賀県として検証の姿勢が僕はいま一つ見えなかつたので、そういった点が私としては佐賀県として、もう少しこういうことを知つた上で、防衛省にこういうふうなアメリカでは報道されているけれども、どうなんでしょうかとこういうふうな逆に関心もあるんじゃないかとも思つたわけですね。

今、私、「ディフェンス・ニュース」というメーリングリストに入つていて、毎晩、アメリカのほうからミリタリーの軍事関係のニュースがいっぱい来るんですけども、この一年間でGメールが翻訳機能が大変すばらしくなりました、日本語としてとても読みやすくなつて、関心のあるオスプレイとか、ウクライナのこととか、見ているんですけども、逆にこちらがそうやって何かしらのエビデンスがあれば、防衛省にこういうふうなことも報道されていると思うがどうなんだというふうな、そこもちよっと確認してよと言うぐらい、佐賀県としてはもう少しオスプレイの安全性について我が事のように主体的に取り組んでいただけないかなというのが私の思いなんですけれども、何か所感がございましたらお願いしたいんですが。

○田中政策企画監Ⅱいろんな情報源というのはたくさんある。私も翻訳機能が最近上等になってきていますので、海外のそういうサイトも見て勉強はしているところ。ただ、皆さん御存じのとおり、いろんな情報、報道の情報、あと、いろんな立場の方の情報が入り混じっておりますので、それをそのままのみというわけにはいきません。そういった中で、この間のチェビ司令官の報道については大手の報道機関が流したのが最初だったかと思えます。それに伴って防衛省としても確認中というのがそれに併せて出てきたような形だったかと思っています。

いろんな情報をそれぞれ目にはするんですが、直接防衛省のほうに問い合わせる内容かどうかについてはなかなか専門的なところもあって、私どものほうからはしにくいところではあります。防衛省としてもこの間の報道の対応につきましてもお答えするべきものについては確認をしているというお答えがあるように、防衛省のほうとしてもそういういろんな情報には気をつけてされているかとも思われますし、それでも皆さんおかしんじゃないのというところがあれば、個別に聞いていくということはお心掛けていきたいと思えます。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。そういった今御答弁いただいたような対応でぜひこれからもお願いしたいと思えます。

今情報をうのみというお話もありましたけども、うのみといえ、アメリカからの情報を防衛省がうのみにし、その防衛省提供の情報を佐賀県がうのみにしているというふうに私は感じるシーンが非常に多岐に感じたことが多々ありましたので、今日こんな議論をさせていただいた次第であります。

このカール・チェビ中将はオスプレイの安全性と性能評価を全て完了できるまでには少なくともあと六カ月から九カ月はかかるだろうというふうに語っているそうなので、これから半年以上かけて米軍でのオスプレイの運用という

のはやはりまだ状況は変わっていくと思われ。今段階でも既に全ての作戦をこの機体が遂行するような全範囲の任務は遂行していないということで、制限をした上での運用になっておりますので、これからの推移もしっかりと注視をしていただきたいと思いますので、ぜひともそういった対応をよろしくお願ひしたいと思います。

その上で次の質問のほうに進ませていただきたいと思います。二、駐屯地工事について伺います。

一点目、土砂運搬についてであります。

昨年六月から今年五月までの間に行われた県内四カ所の土砂採取場から駐屯地工事現場への土砂搬入に関し、搬入土の総量、運搬したダンプトラックの延べ台数、交通事故の件数、寄せられた意見の数及び道路の補修件数について、それぞれ伺いたいと思えますが、御答弁方よろしくお願ひします。

○田中政策企画監Ⅱ土取場からの土砂運搬についてお答えいたします。数字につきましては防衛省のほうへ問合せを行っております。

まず、搬入した購入土の総量、これは昨年六月の十二日に着工し、六月十九日から搬入が始まっておりますが、五月末までの購入土の総量としては約五十一万立米というふうに聞いております。

それを運搬したダンプトラックの延べ台数ですけども、こちらは昨年六月初は六十五台から始まり、七月二百台、八月三百台と増やしていきまして、最終的にはピーク時は一日六百台体制で運んでおりました。これのトータル台数になりますが、約十二万台、十二万回運んだということになっております。

その十二万回運んだうちの運搬時の交通事故の件数につきましては、これまでに七件発生しているということでした。

そしてあと、市街地を通っておりますので、県内周辺の方から寄せられた意見がありました。これにつきましては、実際の購入土のダンプ以外のその他の運

搬とかも含めまして約三百件の意見が寄せられたということで聞いております。そして、十二万台のトラック、往復すると二十四万回行っているんですね。それに伴う道路の補修件数ですけど、五月末時点で、市道、県道合わせて十一回の補修をやっていると。市道につきましては、土取場から県道まで出るころ、唐津市の山が二件ありますけど、その周辺の市道が二カ所と、あと、佐賀市の柳川商店のところから国道に出るまでのところが市道になっていて、この市道がありますので、市道が三路線、そして、県道につきましては四路線の七路線で複数回したところもありますので、十一回補修をしたということでした。

また、意見の内容として、例えば、マナーに関するものが多かったんですけども、スピードが出し過ぎじゃないかとかという意見に対しては、トラックにはGPSとか車載のカメラがついていますので、それで一々確認してあります。明確にスピード出し過ぎとか、そういった危険な運転とかしている行為はなかったんですけども、その都度、注意をしたということをお聞きしております。

この三百件のほかに県にも直接意見があったりしましたが、私が印象に残っているのは、「もうちょっと速う行ってくれや」という話とかもあって、制限速度は五十キロのところも四十キロとかで通過しているんですけども、揺れなようなとか、音の影響が出ないようにということとでされているんですけども、多くの方、私も後ろを通っていてもどかしい思いはしましたが、そういった意見もあったということです。

あと、交通事故に関しては七件ありましたが、いずれもトラックが積極的にぶつかったわけじゃなくて、トラックの通行中に横から当てられたりとか、そういった第一当事者というか、主な原因者となった事故はないということでお聞きしております。

以上になります。

○江口委員〓この土砂の搬入に際して、一体どれぐらいの期間、どれぐらいのトラックの運行になるのか、最初気をもんでいたところでありました。夜中も最初動く、運行するとかという話で、コースもいろいろ調整をした結果、落ち着いたわけですが、何はともあれ、とにかく人身事故がないことを、一番最初それを念頭に置いたんですが、たしかいきなり始まって二、三日で、一、二件何か接触みたいのがあったんですが、人身事故に関してはなかったということで先ほどの答弁はよろしいんですね。お願いします。

○田中政策企画監〓中にはむち打ちとか病院に行つて、入院まではされていないと思いますが、そういった事故にはなっております。

○江口委員〓分かりました。ありがとうございます。そういった事故を一番懸念をしていたので、そういった点について報告をいただきました。七件ということ。

あとは道路の細かいことをいえば、私も県道三十号線沿いに任んでおりますので、確かにあの頃は揺れました。事務所において、土砂を積んだダンプのときはやはり揺れ方が違いましたので、あと、速くというよりもゆっくりというやきもきというのはありました。今、雨が降って夜とか、わだちの量が、この運搬以前に比べてわだちが増えたというのは実感としてあります。今、夜、車で通ると、バシャツというわだちの量が増えた感覚はあります。これは追々更新をされていくのかなというのと、道路の補修に関してもやっぱりいきなり何か補修が入っていたので、その前の方に聞いたら、これは何ですかと言ったら、多分防衛省やろう、朝いきなり工事をこれからしますのと言われましたとか言って。途中で土木事務所の方に聞いたら、何かあんまり土木事務所に細かい連絡ないまま、現場が先にされていて、そのうち追々土木事務所にも報告とかになったのかなと思いましたが、最初の頃は随分という慣れない環境の変化に戸惑うこともありました。予想よりは早く終わったということ、事

故の数も判明しましたので、少し冷静に受け止めたいと思います。

あと寄せられた意見というか、中には苦情もあったと思うんですが、地域の方で、あの運搬が始まってから店内のショーケース内の缶コーヒーターが転がるような状況の相談を受けて、防衛省のほうに連絡をしていたら、家屋調査に入っていたらお宅も知っているんですけども、その結果についてはまだ聞いていないんですけども、当初、運搬経路上の家屋調査というふうな声もありましたが、何万件になるか分からないということで実際問題できなかった、そういった中でどの程度の影響が地域の生活に及ぼすのかという懸念はありましたけれども、一応こういった形で報告を受けましたので、個別の相談事項については、またこれから見守って、何かしらの相談に対しては対応中継ぎをさせていただきたいと思いますが、件数についての報告答弁ありがとうございます。

次に、海水混合施設からの掘削土の流用について伺います。

海水混合施設の一時貯留池から駐屯地の造成工事に流用される掘削土の総量はどれぐらいの量になるんでしょうか。

また、掘削土の土質改良のため、一立方メートル、一立米当たり五十キロの石灰が混ぜ込まれていると聞いております。消石灰、生石灰、伺ったら生石灰ということですが、この混合される石灰の総量はどれぐらいの分量になるのか、その点についてお願いします。

○田中政策企画監 Ⅱこちらでも防衛省に確認をいたしました。

一時貯留池から流用される掘削土の総量は、まだ継続してありますが、二十六万立米を見積もっているということでした。

そして、その土質改良に使う石灰の量につきましては、一万三千八百トンの使用を見込んでいるということで回答がっております。

以上です。

○江口委員 Ⅱ一万三千八百トンの石灰というのがなかなかぴんとこないんですけども、先ほどの土砂運搬で五十一万立米ということで、今伺った石灰の総量が一万三千八百トン、あの三十四ヘクタールの埋め立てというか、造成工事に使われているということなんですけれども、今、一時貯留池を造るために掘削したその掘削土には、土質改良のため、多くの石灰が混ぜ込まれているということが分かりましたが、それだけの量の石灰を混ぜ込むに当たり、環境への影響をどのように考えているのか伺います。

また、石灰のアルカリ成分を含んだ水というのが発生すると思うんですが、アルカリ成分が土壌を伝い、堤防の下からとか、有明海に漏れ出すおそれについてはどのように認識しているのか、その点についてお願いします。

○田中政策企画監 Ⅱ石灰の環境への影響についてお答えいたします。

こちらでも事業者の防衛省の考えを聞いております。防衛省としては、今現在、工事区域内に降った雨水は、工事区域内に設置している大きな貯水池、駐屯地の一番西側にありますけれども、大きな貯水池に一旦ためると。そして、周辺は石灰でアルカリが関係してきますので、公害防止協定に定められた基準値を満たすように、まず場内で満たすようにして場周水路に流すということを第一にしております。

そして、さらに先ほど下を通過して染み込んでいくんじゃないかという問い合わせもありましたが、工事区域の周辺は鋼矢板を全周打ち込んでありまして、締め切っております。ということで、横から漏れ出すということを防いでいる効果があると。

もう一つは、地表に板を敷いております。これは粉じん対策として、上にはこりが舞ったり、散水とかもしているんですけども、そういう粉じん対策として板柵も設置した上で造成工事を実施しているということで、可能な限り周辺環境に与える影響を抑えるように対策を講じているということでした。

防衛省としては、こういう対策を実施しているので、石灰が有明海に漏れ出すということはないものと認識しているということでした。

なお、周辺では、石灰については、ほかの建設現場での土質改良にも一般的に使われていることや、あと農地も土質の改良のために使っているということ、それらの個別の事業者がどのような影響を与えているかということについては、なかなか把握はしにくいだらうということでこちらのほうも考えております。

以上になります。

○江口委員⇨それでは、今、環境への影響について伺いましたけれども、防衛省としては外に漏れ出すことはないものと認識をされているということで、ぜひそのとおり、その認識、計画のとおり漏れ出すことがないようにお願いしたいと思っております。

ノリ漁期間中はアルカリ対策としてコンクリート打設等の作業はしないというところでありますが、年間を通して水質というのが川も海も出来上がりまずいので、これから先、どういうふうに変化するのかわからないんですけれども、では、今現在で周辺の水質について、どのような状況かということも非常に心配があるところがあります。というのも、造成工事をするということは作業の途中でありますから、盛っている最中に途中から雨が降るかもしれないし、そこから流れ出す。そこは水路に受けて、ちゃんとためるべきところにたまっていけば問題ないかもしれませんが、そこからはみ出たりとかする可能性ももちろんあるわけなので、まだ今、造成地はコンクリートやアスファルトで覆われておりませんので、そういった意味で、現在の水質についてまた関心を持っておりま

ります。

そこで、次の問いですけれども、佐賀空港の建設時に有明海漁協等と県が結んだ公害防止協定に基づき、国造堀、平和堀の両樋門からの排水の水質につ

ては、自動測定装置で毎日測定が実施されていると聞いております。その測定において、pHの測定結果、最小値、最大値及び平均値はどうなっているのか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○田中政策企画監⇨現在の樋門からの排水の水質についてお答えいたします。

先ほど御説明したとおり、基本的に防衛省は工事区域内に降った雨は工事区域内で処理をして、環境基準に合致させた上で場内の水路に落としています。公害防止協定は、その場内の水路から排出されるときの水質について測るものとなっております。

その上で、両樋門の排水につきましては、佐賀空港事務所が月一回の頻度でpH（水素イオン濃度）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）と油分の項目について測定を行っているところです。そして、自動測定装置によつてpH、濁度、電気伝導度などの項目について、これは毎日測定を実施しているということになっています。

このうち、水質自動測定装置により測定した国造堀樋門地点、国造堀の樋門の付近におけるpH値の値は、基本的なところを申し上げますと、pH七が中性で、七より上がアルカリ性、七より下が酸性という形でちょっと念頭に置いていただければと思います。

駐屯地工事が始まる前の数値、令和四年度の数値、最小値が七・〇、最大値が八・八、年平均でいくと八・二になっています。昨年度、令和五年度、これは年度途中から駐屯地工事が始まっておりますが、最小値が六・七、最大値が八・八、年平均は八・〇というふうになっております。

同じく平和堀樋門のpH値、令和四年度、最小値が六・八、最大値九・三、年平均八・六で、工事が始まった令和五年度は最小値六・四、最大値九・四、年平均八・二となっております。

公害防止協定の基準は平均値で六・四以上、八・三以下と定められています。

最大値では五以上、九以下という数字が定められています。

国造揚樋門の数字は、いずれも基準の範囲内に収まっております。ただ、平和揚樋門については、九・四とか、ちよつとオーバーしている数字があります。これは工事の前後から高い数字が見られておつて、従来から一般的には高い数値になっております。

令和四年、令和五年の比較で見ても大きな変化はないということで結果になつておつて、この数値につきましては、先ほど公害防止協定の関係機関、県関係市、有明海漁協で構成する空港の佐賀空港公害対策連絡協議会を組織しておりますが、こちらのほうで数値についても御報告をさせていただいてということ、皆さんオーバーしていることも、あまり変わっていないということも御承知という状況になっています。

以上になります。

○江口委員Ⅱありがとうございます。対策を防衛省が取つた上で、水の管理についても測定できる範囲ではしっかりと範囲内にとどめるような努力をされているというふうな御答弁をいただき、実際のその測定結果の数値についても御答弁をいただきました。

こういったことは工事でありますので、何かの手違いとか事故がないことを本当に心から願うばかりでございます。そういった中で、その対策がしっかりと功を奏して、想定以上の環境への影響がないということを前提に考えるわけでありますけれども、過去に、やはり漁業者の立場からすると、苦い経験とか、よくない経験があるのも事実でありまして、東与賀、あの周辺的大型商業施設の建設の際に、手違いで水槽からアルカリ成分を含んだ水が事故で漏えいをしてまつて、八田江川を下つて、ノリ漁場に大変大きな影響を与えてしまつた。つまりかなりの広さで駄目になつたということ、一発だつた。相当な枚数を、ほかのいろんな組合からノリ網をかき集めて張り直したというふうな

のが実際に経験値としてありますので、あまり御存じない方は多いかもしれませんが、その苦い思い出というのがありますので、やはり今でも水質に関しては、特にコンクリート関係に関してはやっぱり神経をとがらすことにもなつてくるわけであります。

ですから、計画どおりというのが大前提であります。やはり事故や手違い、うっかりということはやっぱりどんなときでも可能性としてリスクはありますので、ぜひともそういった環境に悪影響を及ぼすような漏えい、そういったものが起きないように、ぜひお願いしたいと思つております。

それと、平均値はいいんですけど、最大値、最小値のときに、それがとても短い時間であろうと、その最大値、最小値のときに成分に接触したときに一気に生育が阻害されるという障害を受けるといふこともありますので、何でも行政は平均値でよくいろんなものを報告したりとかされますが、その中で時間は短くとも最大値、最小値というのはとても大事な指標であり、逆にそれがほんの一瞬であつても悪影響を残すということがありますので、ぜひともこの水質の測定等につきましては、しっかりと機器の不具合ないように取り組んでいただきたいと思ひます。

さて、あと二問なんです。この項、進めさせていただいてもよろしいですか。

○中村委員長Ⅱ資料があるので、昼過ぎからにしましょうか。

○江口委員Ⅱじゃ、ここで一旦休憩。

○中村委員長Ⅱ暫時休憩をさせていただきます。十三時をめどに委員会を再開させていただきます。よろしくお願ひします。

午後零時 休憩

午後一時 開議

○桃崎副委員長Ⅱそれでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○江口委員Ⅱでは、午後の質疑に入らせていただきます。

⑤ 県有地の許可状況についてということでお尋ねします。

干拓地の一番南側、一番西のほうに、海水混合施設の整備に係る防衛省への県有地の無償貸与について伺いたいと思います。

これまで複数回にわたり、それぞれ異なる箇所での許可の状況が随時報道されております。報道各社、五月雨式に報道されますので、一体何回も無償貸与のニュースを見、どれぐらいの位置関係で、どれぐらいの面積なんだろうかというのがなかなか分かりづらいというふうに感じておりましたので、質問に取り上げさせていただきます。

有償の部分と無償の部分というふうにありますけれども、委員の皆様の中には紙のほうでお配りいたしておりますので、それを見ながらも答弁を聞いていただければと思うんですけども、駐屯地工事部分を含めこれまでの防衛省への県有地の許可状況はどのようなになっているのか、その説明について答弁をお願いしたいと思います。

○田中政策企画監Ⅱ県有地の許可状況についてお答えいたします。

県有地の使用許可につきましては、大きく分けて駐屯地工事の部分と海水混合施設整備に関する部分の二つに分かれています。このうち駐屯地工事に関する部分につきましては、最初が令和五年六月及び変更で令和六年二月にオスプレイの駐機整備等のため防衛省が使用するというところで有償で合計六万四千九百四十二平方メートルを許可しております。これは今お手元の図でいうと、一番上のところに書いてありますが、六万四千九百四十二平方メートル、約六・五ヘクタールを有償で許可しています。

一方で、海水混合施設整備に関する部分につきましては、空港周辺の排水対策等に資するといった公益性などから無償で許可をしているところです。

さらに、この中でも海岸堤防部分とそれ以外の部分、海外堤防部分はお手元の資料の番号でいいますと、③、④、⑤の部分、海岸堤防部分と、①、②、それ以外の部分、これにつきましては所管する部署とか許可を行う規定が若干異なっております。

具体的には、海岸堤防部分以外の部分、①、②の部分ですね、こちらにつきましては佐賀空港の管理となっております、佐賀空港事務所の許可となっております。これまでに①の部分が一時的貯留池や施工ヤードに係る部分となっております、これが十二万二千八百六十五平方メートルを令和五年十二月八日に許可しています。もう一つが②番のところになります、ここが一時的貯留池と平和揚をつなぐ送水管やヤードに係る部分として七万八千七百九十四平方メートルを令和六年四月に許可をしています。

また、海岸堤防部分、一番縁の部分ですね、③、④、⑤の部分は農林関係の海岸ということ佐賀中部農林事務所の許可となっております。これまでに③番のところ、国造揚側の送水管や海水混合施設の整備に係る部分一万八千八百七十八平方メートルを令和六年四月二十六日、④番部分が平和揚側の送水管に係る部分二千八百七十六平方メートルを五月二十三日、パネル⑤番は海水取水ピット、これは海の中ですので、地番等はありませんが、県有地といっているかどうか分かりませんが、そこに係る部分の四百二十三平方メートルを令和六年三月四日にそれぞれ許可をしているところです。

海水混合施設の整備に関してこれまでの使用許可を行った面積の合計として二十二万三千八百三十六平米、約二十二・四ヘクタールを許可しているところです。

以上になります。

○江口委員Ⅱそうしますと、今この番号それぞれの面積や用途について説明をしていただきましたが、そうすると、この工事が海水混合施設の整備が出来上がったら、順次これは使用を県、ないし佐賀中部農林事務所のほうに返還されるようなイメージになるのでしょうか。あるいは③番に関してはずっと占有する部分があるというふうな認識なんですか。その辺はどのようになっていくのでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ完成後の形態についてお答えいたします。

今、江口委員言われたとおりで、中表示しております施工ヤードと書いてありますけども、施工ヤードの部分につきましては、完成後には必要ありませんので、出来上がりの後は落ちていく、県に返してもらおうという形になります。

また、送水管の細長い、これは③番のところ辺りですかね、送水管の細長い部分につきましては、完成後も送水管は残りますので、ここは残っていくという形になると思います。

ですので、最終的な面積は分かりませんが、半分ぐらいは残るんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○江口委員Ⅱそうすると、確認ですが、この海水混合施設は七ヘクタールぐらいというふうに言われております。五ヘクタールと二ヘクタールぐらいの二つの大きな掘り込まれて貯水池ができるということですが、この七ヘクタール以外のところは大体県に戻ってくるようなイメージになるのでしょうか。そこはどうでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ一時貯留池周辺の形態についてお答えいたします。

江口委員の御指摘のとおり、一時貯留池約七ヘクタールの部分は施設として必要ですので、残ることになって、先ほどの質問にもあった土壌改良とかを周りでやっていますので、その分の約五ヘクタールですかね、こちらのほうは完

成後は不要となりますので、戻ってくるという形になっております。

以上です。

○江口委員Ⅱこれは地域の方等が説明会の要請が何度かあっておりますが、なかなか実現には至っていないので、どういうふうな工事のエリアだったり、施工ヤードが置かれているか、なかなか分かりづらい現状だと思います。

また、伺うところによると、この③番の送水管に関しては、送水管を地下に埋め込むのではなくて地上に支えを置いて地上に送水管が露出しているような形で造られるというふうに今のところ聞いているんですけども、その辺のイメージがなかなか分かりづらい。

昨日、私、もう一度九州防衛局のホームページをかなりずっとサイトを開いて見ていったんですが、以前、九州防衛局から頂いた資料とかは発見することはできなかったもので、九州防衛局にないのか、あるいは防衛省のホームページだったらあるのか、分かりませんが、昨日、九州防衛局では見つけることができなかつたので、その辺のどういふふうな状況で今工事がされているのか、その後、将来的にどういう形状になるのかというのが、やはり住民の方は不安に思っている方もいらっしゃると思いますが、その辺の何ていいですか、情報提供というか、そういうのはどういふふうにすれば情報を入手することができるというふうに思えばいいのでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ完成後の姿について御説明いたします。

駐屯地のほうは、将来の配置図なんか各ホームページとかに載っておりますが、確かに海水混合施設については、そういう配置図的なものが表示されているものではありません。ですが、我々と逐一、県が許可権者でもありますので、そこら辺の構造とか、そういったことについては設計の段階から県も加わって、姿をつくっていったところです。その中で、地元の皆さん、ここを利用されるのは、南側に畑もありますし、管理用道路として、通常何も用事がなく通る方

はいらっしゃいませんけれども、通行禁止されているところではありませんので、今の通行に支障がないようにということで、例えば、⑤番のところであると海水からパイプを引き込んで、堤防の上をまたぐ形になります。地中に埋めるといのがなぜできないかということ、堤防ですので、強度が掘ることによって若干弱くなったりするということもありまして、上に載せるというのが前提になっております。上に載せるに当たって、堤防の上は今、管理用道路があつて、通られる状態ですので、そこにべたづけするのではなくて、通常の車が通れる範囲の隙間は空けなさいよという話をしております。

さらに、その堤防から陸側に下りたところについても、広い道がありますので、通行に障害がないようにという形での施工を県のほうからは申し出て、それに応じて設計変更なり、工事の施工なりをすることを確認をしております。

ですので、広く皆さんに完成のイメージを伝えるということはしておりますが、県としては利用者の方の立場、周辺の方の立場に立ちまして、設計なり、出来上がりの姿というものは積極的に関与して、周辺の皆さんに支障がないような形にしていくということを目指して施工されているところと見えます。

以上になります。

○江口委員Ⅱありがとうございます。この取水ピットから堤防を越えて海水を引くということで、以前私が見た資料では、堤防の外側から堤防沿いに土管がはうような形のイメージ図を覚えていたんですが、これであつたら、堤防の上車は今通れますけれども、通れなくなるのかなと思つていたところ、たしかおとといぐらいに田中政策企画監と、設計が変更になつて車も通れるようになったというふうなお話を伺つたというふうに思います。

そうすると、次は堤防下、下つたところの管理道路も砂利道ではありませんが、そこも車は通れますし、ふだんあまり人は、用事がなければ行かないところと

ありますが、堤防に行つて、夜、流れ星を見たりという人もたまにはいるかもしれないので、いずれにせよ、途中で防衛局にどういう形になるんだと聞いても、まだ実施設計まで至つておりませんのでというふうになかなか固まるまでは情報が出なかつた。我々は委員会一度資料を頂いたと思うんですが、今の田中政策企画監のお話で設計が変更になつたという部分もありますので、そういう状況状況に応じたイメージ図というのは、九州防衛局は常日頃から、我々が参考人招致とかしたときは、懇切丁寧に説明、対応してまいりますと、くどいぐらい毎回答弁のときに必ずそれをつけておっしゃつておりますので、できれば九州防衛局にはいろんな事業事業ごとのページもありますので、今どういふふうな工事をして、どういふふうな将来イメージになっているのかというのは、九州防衛局のホームページを見れば分かるような対応があつたほうが本當の丁寧という言葉にふさわしいんじゃないかと思つています。

そういうホームページでの公開とかいうことについて、県のほうから九州防衛局のほうに促すとか、そういうことは考えられるんでしょうか、いかがでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ今お話しいただきましたイメージの公開ということにつきましては、江口委員も地元の方でもありますし、地元のほうからそういう要望があつているということは九州防衛局のほうへ伝えたいと思つております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

住民説明会がないから、なかなかこういふことを聞く機会も実現してありませんし、これは常々意見交換をするときに見解の相違だろうかということがあります。それは何かというと、海水混合施設とこの駐屯地の関係性については、これは防衛省の事業として駐屯地整備に係る不可欠な施設として海水混合施設が整備されるわけであるから、合計した面積で三十五ヘクタールを超えるとい

う見方をすれば、当然これは県の環境アセスメントの対象になるのではないかという意見は常々出ているわけですが、ここはなかなか見解の相違ということ、お互いの合致した結論には至っていないんですけれども、例えを変えてみると、十年、二十年前に高速道路の計画がありましたよと。騒音の基準はクリアした形で高速道路の実設計までいきましたよと。しかし、その土地の状況に住民の方の要望で、もっと騒音が下がるように防音壁をつけてくださいとかいう要望があつて、後で防音壁を造つたみたいなの、でも、防音壁と高速道路は別物ですよというふうに、どっちもあわせて高速道路やろうもんとやっぱり地元の方からすればおっしゃるし、そのために面積を超えたらちゃんと環境アセスをして、環境アセスをすることによって地元の方の質問にも対応するし、地元の方の提案や意見、要望というものも事業主体に伝えることができる、そして、やり取りをして、三度ぐらい報告書などを作って、工事や将来的な悪影響を最小限にするというのが環境アセスメントの持つ大きな意味の一つだと思います。

そういった環境アセスメントどころか、説明会もあつていないので、この海水混合施設はどんな規模なんだ、どういうふうな機能するのか、本当にノリの養殖に水質の影響はないのかというふうな不安が常につきまといっているわけなんです。なので、そういった意味でやはり適宜適切な情報公開というのは必要だと思いますので——この前、二月議会で、佐賀空港・有明海問題対策特別委員会が現地視察したところ、七ヘクタールの広大な貯水池の上に鳥よけのための網を張ると、鳥が入らないようにというふうな話も現地で初めて聞いたりましたもので、それはやっぱり知らない方は多いと思うし、そんなことができますんだと。ふだんはこれは空堀になつていて。しかし、梅雨時期の大雨とかノリの漁期にメインに使用するんだとか、そういったことはなかなか僕は一般の方、住民の方には伝わっていないと思うんですね、説明会ありませんから。

だから、そういったことはせめて九州防衛局や防衛省のホームページに掲載するなりして、地元の方への、あるいは一般の方への情報提供というのはするのが最低の行政の責任じゃないかと思うんですけれども、その点について受け止めを御答弁いただけますか。

○田中政策企画監—一般の方への情報提供についてお答えいたします。

確かに江口委員がおっしゃるとおり、施設の規模も大きいですし、目的を達するための機能もいろいろありますので、人それぞれいろんな疑問があるなと思います。今、江口委員おっしゃられたように、網を張るのも初めて聞いたという話もありますし、よくほかの人から聞かれるのは、七ヘクタールの一時貯留池に海水をどうやって入れるのとか聞かれます。いやいや、あそこに海水は入れませんよということをお答えせにやいかんときもありますし、あと立場立場の人によって疑問に思われることは多々あるかと思えます。ですので、全てをお答えするのはなかなか難しいかとは思いますが、できる限りそういう疑問にお答えできるような形での情報公開というものは防衛省のほうにそういう要望があるということをお伝えして、可能な限りの対応を求めていきたいと思っております。

以上になります。

○江口委員—ありがとうございます。事業の進捗にあわせていろんな疑問や、また、将来的な形が分からない中で、県民の方、地元の方の不安の払拭や理解を深めるといふ作業は行政として当然必要だと思いますので、防衛省のほうにもぜひお話をさせていただいて、適切な情報公開に務めていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

じゃ、この項最後の質問ですが、今後の対応についてということ、今まで伺ったようなことを踏まえた上で、この有明海漁協、佐賀のほうのノリ養殖に關しまして、二期続けて天候であったり、雨が少なかったり、海水温が高かつ

たり、赤潮が発生したりということで、大変ノリ養殖に困難が伴っている二年間の漁期でございました。本当に地域によつては、ノリ養殖をこれ以上続けられないというふうな切羽詰まった状況もある中で、佐賀県内でも東部と言われる漁場、いわゆる川副町や東与賀、久保田の辺りは比較的、取れた枚数は少ないながら、単価が上がった部分もあつて、何とかノリ養殖を続けていらつしやる状況ですが、二年続けて過去最低ぐらいの枚数であつたり、品質が非常に悪かつたりということで、二年間大変困難な状況でノリ養殖に取り組みられておられます。

この事業を通して、ノリ養殖への影響はもちろんのこと、周辺に悪影響がないことが求められていると思います。県はこの事業の駐屯地整備やあるいはこの海水混合施設の事業主体ではありませんが、県は今後どのように対応していくのか、その点についてお願いいたします。

○田中政策企画監 今後、県がどのように対応していくかにつきましてお答えいたします。

駐屯地工事につきましては、来年の七月までにオスプレイに必要な施設を完成させるということ、そして、ほかの工事についてはその後も続いていくこととなります。さらに、海水混合施設については、来年のノリ漁期までに稼働させる。具体的な工期としては、駐屯地開設の前、五月、六月ぐらいをめどにしていると聞いております。それまでの間、工事は引き続き進んでいきますので、これまで同様、安全、そして、午前中の質疑でもありましたように、江口委員が心配されている周辺環境への影響というものがなくように配慮して、実施していただきたいということを防衛省には常々申し上げているところです。

また、防衛省と漁協との間で約束されている排水対策、工事期間中もですし、開設後もそうであれば、様々な流出防止だとか、汚濁防止だとかの対策がしっかりと実施されるように県としても関わっていききたいと思っております。

その上で、その後の話になりますけれども、平成三〇年八月に防衛省と県と有明海漁協の関係機関が参加する協議会を設置するという約束もしております。これにつきましては、開設後、仮に問題等が発生した場合につきましては、この協議会を通じて県は漁協の立場に立つて漁協に寄り添った対応を行うこととしております。

さらに、事業主体である防衛省に対しては、今後とも一つ一つ丁寧な対応とこの取組をさせていただくように引き続き求めていくということとしております。以上になります。

○江口委員 ありがとうございます。工事の進捗、そして、いざ駐屯地の開設やオスプレイの移駐となった場合、また、騒音問題ですとか、あるいは排水のことで、本当に数値を守つたような排水のできるのか、そういった新たな課題が出てくると思いますので、先ほど答弁されたような協議会等々を含めて、県としてぜひ受け身ではなく、積極的に関わって未然防止に務めていただきたいという思いを申し述べまして、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

では、通告しております問の三つ目の県立大学についてに入らせていただきます。

県立大学の設置は地元で高等教育機関をつくり、将来、佐賀県で活躍する人材を育成するという、人口減少社会の中でも佐賀県の未来にとって夢のある明るい事業だと私は考えております。人づくりには時間もお金もかかりますが、私は教育というものは長い目で見ていかなければいけないと思っております。

県立大学について、今年一月に「県立大学基本構想」を策定されたのに続いて、去る六月十三日に「基本方針の基本的な考え方(案)」と「施設機能の考え方(案)」を公表されたところであります。

六月県議会的一般質問でも多くの議論が交わされました。まだ設置場所も決

まっっていないなど、不確定な要素も多いことから、県立大学設置の意義や効果について、判断がつかないという県民も多いと感じております。賛成の声もあれば分らないという声、そして、私のところには大学の設置に大変慎重な声も届いております。慎重な声というよりも、否定的な声もあります。私は、多額の県費を投入して大学を設置するからには、開学のときから県民から期待され、県民に愛される大学になってほしいと思っています。しかしなかなか、県民の方もまだまだ情報が限られている中で、反応は様々だなと思っております。そこで、幾つか質問をさせていただきますが、まず一点目、県民の受け止めへの認識について。

県民の中には、県立大学の設置に肯定的な人もいれば、慎重な人もいます。メディアのほうで昨年、世論調査、アンケートが一回、二回あったと思うんですけども、現在県はこの県立大学についての県民の受け止めについて、どのように認識しているのか、まず、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○中島政策企画監 県民の受け止めをどう認識しているかというお尋ねでございました。政策部のスタッフでいろんな場に寄らせていただきました。県立大学の説明、あるいは意見交換をしているところがございます。そのなかでも大変期待しているという声ですとか、自分のときにそういうのがあれば大学に進学できたのといった声もある一方で、少子化なのに大学をつくって本当に入らんですかというようなお声もいただいております。おっしゃったように、賛成の意見もありますけれども、一定程度、設置に慎重な意見もあるということをお知らせしていただいております。

以上でございます。

○江口委員 慎重な意見ということで、ここはどの言葉を使ったほうがいいのかというのは私も非常にジレンマを抱えながら質疑をしているんですけども、

年代によっても結構反応が違うなと思うんですね。やっぱり十代、二十代は、まだぴんときていなかった、できるのはもっと先の話ですから、自分のタイミングではないと思っている方も多いし、三十代、四十代、子育て世代であれば御自身のお子さんの将来に関係してくるよなとか、でももう五十代、六十代、七十代になってくると、県立大学ができて自分には関係ないこと、あるいは御家族、お子さん、お孫さんは対象になるかもしれない。

でも、やはり関心事、高齢者の方になればなるほど関心事はやっぱり医療や介護や物価高とか、年金とか、そっちのほうの感覚が多いから、ある意味、今さら大学ができたところで私に関係ないというふうな方もいらっしゃるのかなと。

教育ですから、最初申し上げたように、長い目で見なきゃいけないと思うんですけども、ただ、やっぱりそうは言っても、高齢者の方々、例えば、五十代以上としても、それよりも福祉とか、介護、年金、そういったもののほうに関心がある、年代によって違うなと思うんですね。この方は割と県立大学に寛容あるいは賛同してくださるかなというふうな方が、何で県立大学をわざわざつくるとというふうな反応があると、私も面食らうんですね。

だから、割合というのが今まだ分かんないと思うんです。次に七月に予定地みたいなのが判明してくると、県内でもそこできるところとできないところでも明確に分かれるし、もっと具体的なイメージになってくると思うから、賛否もまた県民の中でそれぞれの方が考えるところで、賛成、どちらでもない、分らない、あるいは慎重、反対が、そこでまた色分けが程度が変わってくるのかなと、次のステップに行くと思うんですけども、でも、私が今一番気になるのは、今段階でやっぱり否定的な方に対してのことが一番気になっているんですね。気になっているんです。

どういうふうにならざる言われるかというのは、本当いろいろあります。中

島政策企画監がなかなかここでは言いにくいようなこともやっぱり我々は言われますから。幾つか例に挙げれば、人口減の中に経営とか学生が集まるのか、サンライズパークやっただ後にまた箱物かよとか、百億以上かかるんでしょうとか、つくるありきで進めてんじゃないのと。この前の再議をやったりとか、あれは結構皆さん刺さったみたいで。それと、知事のパフォーマンスじゃないかとか、いろいろあります。民業圧迫、それももちろんありますけど。

だから、そういう方々にやっぱり長く説明を丁寧に行けるときもあれば、時間がなくてなかなか説明できないこともあるので、非常にジレンマも抱えております。

今回、このパンフレットを作っていただきまして、(パンフレットを示す)私も最初から見ていて幾つか賛同したり、うっと思ったり、幾つかあるんですけども、この中身に関しては、正直、これは担当課の方々と、あと、お三方の専門家チームのほうでしっかり練っていらつしやると思うので、ある意味、お任せして、そこそこの、あるいはある程度の内容はできるんだろうなと、信頼というか、信じているんですけども、でも、なかなかこれは見ても分からないと思うんですね。

世代によっても違うと思うんですが、例えば、昔の三十年前の大学生と今の大学生、今の大学生のほうがよくばど勉強していたりとか、シラバスという言葉は私は十八年前に知りまして、多分このシラバスは五十代以上の人は大学のときに聞いたことがありますか、ないですよ。要するに一年間のその学科の学習計画みたいな計画をやっぱり教授、先生は示さなきゃいけない、それどおりにちゃんと行っているかとか、そういったフィードバックもあるということ、恐らく今の二十代、三十代の方は普通に御存じ、常識だと思っただけですけども、多分五十代以上は、俺らの頃はそんなのなかったぜという時代だと思っただけですけども。だから、今の大学生は本当昔と比べてすごい勉強しているなというイ

メージがあるんですけども、でも、そうすると、これから大学に進学しない年代にとっては、このページのほうがより説得力を、ここを見てもらうことが必要になるのかなと。

卵が先か鶏が先かということによく言われると思います。人材を仮に三百人のうちに仮に百五十人佐賀に就職すると仮定しても、それだけの就職口があるのかどうなのかとか。でも、やはり毎年三百人ぐらいが卒業するとなつて、地元企業がせめて毎年一人とは言わんが、二年か三年に一人は採用したいよねというふうに、これが人材の争奪戦になると思うので、そういった意味では毎年三百人の新卒の人材が供給されるということは、これは長い目で見れば、十年で千五百人、二十年で三千人の二十代、三十代の働き手が佐賀にできる、雇用ができるわけですから、産業界にも採用を頑張ってもらわなきゃいけないし、給料も上げてもらわなきゃいけないし、それは将来的に三十年、五十年後の佐賀の経済力や人口の収縮を歯止めにするために一番大きな柱になるんじゃないかというふうに、最近やつと私も考え方を変えてきて、これを見たときに、ああ、なるほどなど、だんだんと自分の中でそういうふうに言い聞かせるようになってきたんですね。

特に今回の平成元年の頃の卒業生と、就職と進学の方の実数が今回示されましたので、そういう点で、これは県民の方々にイベント的に県立大学を思いつきでというふうに、そんな反応を私は感じるので、ぜひこれからこの県立大学のプロジェクトに慎重な意見の方に対してしっかりと、数は少ないかもしれませんが、対応していただくことがとても大切だと思っただけです。

その意味を込めて、この慎重な意見への対応についてということで、今この県立大学プロジェクトに慎重な、あるいは否定的な意見をお持ちの県民の方にもこの県立大学建学の趣旨を理解していただくための取組が必要だと思っております。県はどのように対応していくのか、その点についてお願いします。

○中島政策企画監Ⅱ慎重な方、慎重な意見に対する対応についてのお尋ねでございます。

まず、いろんな大学関係の講義といたしますか、シンポジウム、話を聞きますと、やっぱりおっしゃったように、大学の状況はこの三十年で変わっているというのがあります。それは私が行っていた三十年前とも違いますし、多くの方全然十年たてば違うような話だったので、まず、それは分かった上でということと、加えて、佐賀県の場合がどうかということも腰を据えてということですか、じっくりと説明をしていかなきゃいけないと思っております。

佐賀県が特殊な状況、午前中も申し上げましたけども、公立大学の数が増えているにもかかわらず、佐賀県はないということですか、八百の大学はあるけども、佐賀には二つしかない。まさにパンフレットの裏面のところに書いてあるようなことですね。これが特殊なんだと、置いてきぼりになっているんだということと、これをくどいぐらいにというとあれですけども、しっかりと説明していかなきゃいけないというふうに思っております。

そういうことを一対一でというか、話しますと、御理解いただける方も多いというふうに私も感じておりますので、そういったことを続けていくのかなというふうに思っております。

それと加えまして、大学というのが、もちろん若年層が流出したりとか、若年層の学びのためというところもありますが、それだけではないというところももしかか言っていかなきゃいけないと思っております。若い方だけではなくて、リカレントとか、いわゆる社会人の学びをまた深めるための取組だとか、あるいは企業ですとか、事業者、あるいは地域とのイノベーションを創出すること、あらゆる分野での地域社会を担う人材の育成、若い方だけではなくて、県内のあらゆるジャンルのあらゆる方のための大学でもあるという機能もありますので、そういったことも加えて情報発信をしていかなきゃいけないという

ふうに思っております。

委員のお耳にも届いておりますとおり、設置に否定的なというか、慎重な御意見も一定あるということは認識をしておりますと先ほど申しましたが、そう認識をしておりますが、賛否にかかわらず、多くの県民方に県立大学はこういことを考えているよということに関心を持っていただき、理解を深めていただくということはしつこくといいますか、愚直に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。私も高校を卒業して東京の予備校に進学をして、その後、東京で大学へ行きましたが、やっぱり送りという佐賀の経済力のおかげで学費や生活を支えてもらっている。それで東京で就職してサラリーマンになるのも、それはいいんですけども、日本の経済を支えるという意味では——でも、やっぱりできればまた地元に戻りたいという思いがあってもっとも実際に帰ってこれたのは三十五歳のときでしたけど、やっぱり周りの仲間は、みんな地方から出てきた仲間がいっぱい東京で働いて、帰れなくなっている姿をいっぱい見てきたので、(副委員長、委員長と交代)佐賀県は本当に人材供給県だよなど。優秀な人材、いっぱい都会に供給しているし、また流出にもなっているなというのがすごく悔しくて悔しくてたまらなかつたんですけど、ぜひ佐賀の支える人材、もっともつと佐賀にいてほしいという思いももちろんあります。いろいろ交錯はすると思います。県内から県外に出て戻ってくる、県外から佐賀に進学して佐賀で生きてくださる方もたくさんいるし、その一つのきっかけに県立大学がどのように役割を果たせるか、大変興味を持っております。

では、(三)なんですけど、開学に向けたスケジュールについて伺います。

「県立大学基本構想」においては、開学時期について令和十年四月以降をめ

どするとされておりますが、申請とか、いろいろなこともあると思いますが、せいては事を仕損じるといふ言葉もありますので、一度、令和十年四月とは書いておりますが、場合によってはしつかり腰を据えて、別に令和十一年の四月でも僕は全然構わないと思うんです。その代わり、しっかりと県民の理解や皆さんの期待が、思いが県立大学に集束するような形を、ぜひ機運を醸成していただきたいと思っております。

開学に向けたスケジュールについて、改めて伺いたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱ開学に向けたスケジュールについてのお尋ねでございます。主に認可関係で御説明をいたしたいと思います。

開学に向けましては、文部科学大臣によります大学設置、この認可と、総務大臣と文部科学大臣により公立大学法人、この二つの設立認可が必要になります。

まず、順番といたしましては、大学設置認可というのを得る必要があります。令和十年四月開学とした場合ですけれども、これは一年半前の令和八年十月に設置認可申請、これを提出する必要があります。申請書を提出した後は、文科省との間で二度か三度、公式な照会、回答のやり取りというのがあると聞いております。大学設置審議会という審査を経まして、妥当であると判断されますれば、令和九年八月に設置認可を受けるということになります。

大学設置認可、これを受けた後に、その運営主体となります公立大学法人、この設立認可というのを受けることとなります。法人設立に必要な定款、その議決議案などを県議会にもお諮りいたします。議決いただければ、総務大臣、文科大臣のほうに法人の設立認可申請というのを提出いたしましたして、令和十年の初めに設立認可を受けると、こういったスケジュールになっております。

まずは、大学設置認可というところが、令和十年四月、開学するという場合は令和八年十月に申請となりますので、これに向けた準備を、その事前準備を

していくということになると思います。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。今は開学ということがゴール、目指していらっしゃる一つの一里塚だと思えますが、本当は開学がスタートであり、四年かけて四学年が充足され、そしてその次に一期生が卒業し、社会に出て二年、三年、そこが僕は一番大切だと思うんですね。ゴールで止まるんじゃない、開学はゴールじゃなくて、まさにスタートで、四年間終わって、さらにと。

このプロジェクトはなかなか長いプロジェクトだと思いますけれども、それぐらい、やっぱり投資額も大きければ、県民の将来に非常に大きな影響を与えるプロジェクトだと思います。やりがいのある仕事だと思うんですが、この話が出たときに私も、本当だったら大学をつくるなんて、学校をつくるなんてわくわくするはずなんですけど、最初から僕はこのわくわく感が今回全然感じられなかったのが本当に悔やまれて、悔やまれているというか、何でだろうというのがあるので、これからもっとわくわく、県民の人が期待をする人が増えていくような、否定的な慎重な方の割合が減っていくような、そういうふうな取組というのをぜひ期待しております。

大変だと思いますけれども、本当に多分十年、二十年先でしょうね。あとに県立大学をつくってよかったねと言われるのか、ああ、この程度かと言われるのが、非常にそれぐらい長い目で見ていかなきゃいけないと思っておりますし、見ていきますので、ぜひ今後ともしつかり取り組んでいただきたいと思います。

開学に向けて今後どのように取り組んでいくのか、政策部長、よろしければお考えを御披露いただけませんかでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○平尾政策部長Ⅱ開学に向けた今後の取組ということで御質問がございました。

今年の一月に「県立大学基本構想」を策定いたしました。現在、具体化プログラム、具体的な検討を進めているというような状況でございます。

先般、そうした中で「教育方針の基本的な考え方(案)」、「取りまとめ、またそれに基づく「施設機能の考え方(案)」」、こういったことを整理してお示しをさせていただいたところでございます。

そういった今回示した内容等も踏まえられて、この六月議会においても、一般質問、既に終わりましたけれども、八人の議員の方々、いろいろ御質問をいただき、多くの議論をさせていただいたというような状況でございます。

幾つか事例を御紹介させていただきますと、県立大学の施設の在り方、設置場所、こういったことについては「施設機能の考え方(案)」に基づきまして幅広い角度から検討を行い、また場所につきましては七月中に決められればというようなこともお話をさせていただきました。また、県内の経済界との連携、これは企業、大学双方にメリットがあるということ。さらには、そうした関係を今後も築いていきたいというようなことも答弁をさせていただきました。

また、県庁内でも全庁的、横断的に県立大学に関する課題、また方向性、こういったことを共有しながら、各部署が関係する幅広い分野、団体の方々和县立大学の連携に向けた取組をさらに進めていくといったこと、こういったことについても答弁をさせていただきました。

さらに、先ほど情報発信について江口委員のほうからも、やはり情報発信、意見交換、慎重な意見をお持ちの方がおられるので、そういった方々への情報発信をしっかりとやっていくようにというようなことでもございましたけれども、県内の多くの方のための大学であるといった県立大学の役割、こういったことについても今後も引き続き情報発信をしていきたいというようなことについて御議論させていただきました。

こういったふう具体的にこれまで県立大学について様々な検討を進めた内容を御提示させていただきました。令和五年二月以降、先ほど土井委員のほうからもございましたけれども、この六月議会の一般質問、これまでに八十人を超える議員の方から質疑があったような状況でございます。議会で丁寧な御議論をいただいているというふうにも我々も受け止めております。引き続き具体的な検討はしっかりと進めていきたいというふうにも考えております。

ほかの都道府県に当然のことのようにある県立大学というのが、これは佐賀県には今ないというような状況でございます。新たにつくる県立大学だからこそ、やはり学生、企業、そして地域にとつて三方よしとなる大学として、幅広く多くの方に喜ばれる唯一無二の大学となるようにしていきたいというふうにも考えております。

先ほど委員のほうからも、開学がゴールではないというようなお話もございました。そういった気持ちをしっかりと持ちつつ、引き続きそのための準備にしっかりと取り組んでいきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ皆さんお疲れさまです。公明党の中本正一でございます。

今回、総務常任委員会の所管事項につきまして、大きく二つのテーマで質問させていただきます。

この委員会、午後に入りました、少し空気が淀みつつあるように感じますので、答弁者の皆さんはどうかテンポよく御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目として、航空消防防災体制について質問いたします。

令和三年三月二十八日、消防防災ヘリコプター「かちどき」の運用が始まり、

三年が経過いたしました。これにより、県内のほぼ全域が離陸から十五分圏内となり、令和三年八月豪雨災害や昨年七月の豪雨災害においても発災直後の被害状況を早期に把握し、迅速な初動対応につなげるなど、人命に関わる活動も力を発揮したところであります。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、離島住民へのワクチン接種のため、医療関係者の搬送を担うなど、当初想定されていなかった活動にもその機動力を発揮しており、県民の命と暮らしを守る役割を果たしているものと考えるところであります。

そして、本年元日に発生した能登半島地震では、各地で道路が寸断される中、全国から多数の消防防災ヘリコプターが応援に出動し、上空からの情報収集や孤立した住民の救助や搬送、そして、支援物資の搬送など、その機動力、迅速性を発揮した活動が行われており、改めて航空消防防災体制の重要性を認識させられたところであります。

そこで、まず初めに、消防防災ヘリコプター「かちどき」の運航について伺ってまいります。

五月の下旬でしたか、出水期の洪水災害に備え、関係機関の連携協力体制の強化などを目的とした嘉瀬川・六角川・松浦川総合水防演習が開催されていますが、その際にも「かちどき」が水防訓練や負傷者の搬送訓練等に参加するなど重要な役割を担っていました。こうした「かちどき」の運航については、いわゆる事態訓練や関係機関等との合同訓練などの通常運航と県内消防本部等からの要請による緊急運航とに分けられています。それぞれこの三年間の運航実績はどうであったのか、まずお伺いいたします。

○小林消防保安室長「消防防災ヘリコプター「かちどき」の運航実績についてお答えいたします。

運航開始から平成五年度（頁で訂正）まで三カ年の実績につきましては、通常運航が六百件、緊急運航が百件となっております。

以上でございます。

○中本委員「通常運航と緊急運航を合わせまして、年間にすると大体百三十件もの運航が行われているということでありました。

このヘリコプターによる事故というのは、まさに人命に直結するような事故になりますので、ハード、ソフト両面にわたる徹底した安全の確保、そして、安全の確立といったものが大変重要と考えます。

そこで、安全対策について、これまでどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

○小林消防保安室長「お答えする前に、先ほど実績を申し上げましたけど、運航開始から令和五年度まで、平成ではなくて令和五年度まででした。申し訳ございません。訂正させていただきます。

続きまして、防災ヘリ「かちどき」の安全対策についてお答えいたします。

安全対策は、消防庁が令和元年九月に示しました消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を踏まえたものとしております。主なものとして、ハード面では二点上げさせてもらいます。

まず、ヘリの安全運航機能といたしまして、自動操縦装置及び空中衝突防止警報システムを整備しております。もう一点につきましては、飛行中の行動把握の手段として動態管理システムを導入しております。

ソフト面では、三点上げさせていただきます。

まず、一点目につきましては、防災航空センターに航空安全等の知見を有する運航安全管理者、現職は元海上自衛官でパイロット経験者、それにメカニックも詳しい方を配置して、安全運航に尽力いただいているところがございます。二点目につきましては、「かちどき」の操縦に当たり、機長と副機長二名を配置する、いわゆる操縦士二人体制を導入しております。三点目につきましては、「かちどき」の全運航に関し、防災航空隊員全員で意見交換しながら、飛行前

は活動内容や注意すべきことを共有し、また、飛行後は事実確認や気づき等を共有する、これに努めているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱハード、ソフト両面にわたる安全対策が取られてきているということでありました。

それでは次に、防災消防ヘリコプター相互応援協定について伺いをいたします。

県では、令和四年三月に熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県の五県と県境を越える出動に関して相互応援協定を締結し、同年四月から運用が始まっていると伺っております。災害発生時に「かちどき」が検査等により運用できない場合があることを想定すると、こうした連携協定の意義は大変大きいものと考えます。

そこで、相互応援協定によって他県へ応援した実績、また、他県から応援を受け入れた実績、これはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○小林消防保安室長Ⅱ相互応援協定に基づく運航実績についてお答えいたします。

協定を締結してから二年間の他県への応援実績は十一件となっております。熊本県の根子岳の林野火災、大分県由布岳、宮崎県尾鈴山での山岳救助、長崎県美郎山（頁で訂正）の水難救助などを行っております。一方、他県からの受援実績は二年間で五件となっております。唐津市の浮岳、黒髪山、多良岳の山岳救助、唐津市の水難救助など、長崎県や熊本県から応援いただいているものです。

また、今年度からは福岡県も協定に加わることとなりました。相互応援体制の一層の充実強化につながるものと考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、緊急時に利用する離発着場の確保について伺っていききたいと思います。

県内で災害が発生したときに、消防防災ヘリコプターをはじめ、例えば、自衛隊などの実動機関が利用できる離発着場といったものをできるだけ多く確保してくべきではないかというふうに考えます。

そこで、緊急時に利用する離発着場の確保について、どのように取り組まれているかお伺いいたします。

○小林消防保安室長Ⅱ緊急時に使用する離着陸場について御答弁いたします。

航空法において防災ヘリコプターは、平時は国土交通大臣の許可を受けた場所では離発着はできません。一方、災害が発生したときに捜索や救助のために運航する場合は、許可を受けずどこでも離着陸はできることとなっております。しかしながら、ヘリが離着陸できる場所は、周囲に障害物がない一定のスペースが必要となってまいります。その条件に合う場所を、いわゆる緊急離着陸場として使用できるように、その確保に努めているところでございます。

当初は、公共用地を中心に百三十五カ所を確保いたしました。その後、昨年四月、JAグループ佐賀と協定を締結いたしました。共同乾燥調製施設、いわゆるライスセンターの駐車場など二十七カ所を提供いただいているところでございます。

緊急離着陸場につきましては、被災地、いわゆる孤立集落や離島に救援物資や医療スタッフなどをヘリで搬送する際に使用したり、防災ヘリ「かちどき」で救助した負傷者を救急車で病院に搬送するための引き渡しの場所、いわゆるランデブーポイントとして使用することを想定しております。また、これを一覧にまとめ、県内の消防本部、自衛隊、県警などの実動機関と共有しております。県内の実動機関が保有するヘリコプターの活動の幅を広げていると思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ既に着実に確保に取り組んでおられるということであります。やはり平時のときにこそ、この緊急時の離発着場の確保をさらにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに求めておきたいと思えます。

次に、防災航空隊の体制について伺ってまいります。

「かちどき」の救助・救急活動を行う防災航空隊の活動班は、県内の五つの消防本部から派遣された九名の職員で構成され、派遣期間は三年とし、毎年三名ずつローテーションで交代がなされているというふうに伺っております。私は前回質問に取り上げさせていただきました令和四年二月議会の質疑におきましては、安全かつ的確な活動ができるよう、特に引き継ぎを徹底していきたいと、このように答弁をされておりますが、その後の状況について伺いたいと思います。

○小林消防保安室長Ⅱ防災航空隊員の引き継ぎの状況について答弁いたします。毎年度入れ替わる三名の新隊員は新年度の四月一日から緊急運航に安全かつ的確に対応できるよう、前年度の三月の一月間、防災航空センターで教育訓練を受けております。訓練では座学に加えて防災ヘリを使用した実践的な訓練を行っております。四月以降、緊急運航にも対応できるスキルが習得できていると思っております。今年度は四月十七日、脊振山の山岳救助に参加しております。

また、派遣期間が満了して消防本部に戻った元職員は、防災航空隊との合同訓練や災害発生時におきまして、防災ヘリと地上消防との連携面で活躍してもらうことはもちろんのこと、防災航空隊で得た知見を消防本部に還元してもらう、広めてもらうことで防災航空隊と消防本部の円滑な連携が進み、県の航空消防防災体制の底上げにつながっているものと感じております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱありがとうございます。

それでは、ここから、能登半島地震を踏まえた対応について伺っていききたいと思います。

能登半島地震では、道路の寸断により陸の孤島となり、半島の多くで孤立した集落が発生し、救援や物資の搬入が遅れるなど、半島地域の特有の課題が浮かび上がったと、このように指摘をされているようであります。佐賀県内では唐津市の一部と玄海町が能登と同様に半島地域に指定されており、対応を求め声も上がってきているようであります。また、新聞報道では、県内で災害時に孤立が予想される集落は百八十七カ所となっております。能登半島地震を受け、対策の見直しが必要との声も寄せられています。

県では、能登半島地震を踏まえ、消防防災ヘリコプターが果たした役割等を教訓に、佐賀県地域防災計画の見直しが行われたと伺っております。そこで、その内容はどのようなものかお伺いいたします。

また、能登半島地震を踏まえ、県は消防防災ヘリコプターなどの運用をどのように行っていく考えか、重ねて質問をさせていただきます。

○小林消防保安室長Ⅱ孤立集落の対応につきまして、まず、地域防災計画の見直しの内容についてお答えいたします。

県の地域防災計画は、昨年度末、今年の三月に見直しております。能登半島地震では、広域に渡り道路が寸断、停電、断水、通信障害が発生し、陸路からの救助、救援活動が阻まれたため、機動力のあるヘリコプターが情報収集や人員物資の輸送、搬送に積極的に活用されました。これを踏まえて、本計画に輸送手段としてのヘリコプターの積極的な活用を盛り込んだところでございます。続きまして、防災ヘリコプター等の運用についてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合、災害対策本部内に航空運用調整班を設置いたします。各実動機関、具体的には県の防災ヘリ、県警、自衛隊、海保などが連携

して、情報収集、救助、負傷者の搬送活動を実施することでございます。  
以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、夜間での緊急運航についてお伺いをいたします。  
能登半島地震の発生時間は、午後四時十分頃と。そして、その直後の四時四十四分に現地は日没となり、暗闇の中で被災した住民の皆さんが津波や余震に怯えながら不安な夜を過ごした様子が報道されておりました。

さて、この「かちどき」の運航時間については、八時三十分から十七時十五分、ただし緊急運航時は日の出から日没までとなっております。令和四年二月議会での質疑では、いつ起きるか分からない災害等に対応するため「かちどき」についても夜間での緊急運航を今後の検討課題と捉える旨、答弁がなされたところでもあります。そこで、その後の対応状況についてお伺いいたします。

○小林消防保安室長Ⅱ夜間の緊急運航の対応についてお答えいたします。  
能登半島地震のような大規模な災害が発生した場合、各実動機関が保有するヘリコプターの特性、機能を生かし、相互に連携しながら災害対応活動を実施していくこととなります。まさに先ほど申したとおりでございます。

夜間に傷病者などを搬送する事態が発生したときは、自衛隊のヘリコプターなどがその任務を担うことになってくると感じております。各実動機関のヘリの強みを生かした災害対応活動を実施することになります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ消防防災ヘリではなく、それぞれ実動機関の中で、今回の傷病者の夜間搬送ということであれば、ドクターヘリも当然ここで対応していないので、自衛隊等に依頼しながら、全体でそうした災害に対応していくことになる、ということでしょうかね。

○小林消防保安室長Ⅱそうでございます。先ほど申しましたように、各実動機関のヘリの強みを生かした対応をしていくこととなります。

○中本委員Ⅱそれでは次に、消防防災ヘリコプターの機能強化のための新たな資機材の整備についてお伺いいたします。

令和六年一月二十三日に公表されています令和五年版消防白書には、消防防災ヘリコプターの機能強化が示されており、必要とする新たな資機材について、例えば、ヘリコプターテレビ伝送システムや、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話などの整備について、消防庁が補助金を交付する考えが示されております。

そこで、「かちどき」において、こうした資機材などの最先端の整備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○小林消防保安室長Ⅱ防災ヘリ「かちどき」に係る資機材の整備状況についてお答えいたします。

「かちどき」は令和二年十二月に防災航空センターに導入しております。他県の防災ヘリコプターと比較しても新しく、最新の設備が整っております。今回、消防庁が補助金の交付対象とされたヘリコプターテレビ伝送システム、赤外線カメラなどの高度化資機材、消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話につきましては、既に「かちどき」に搭載されているところでございます。

○中本委員Ⅱ既に最先端の設備が整っているということですが、技術はどんどん進んでまいりますので、そうしたいろんな情報をしっかり把握していただきながら、また必要な整備が出てくれば、そこにしっかり対応していただきたいというふうに思います。

それでは次に、防災航空センターにおける液化化対策についてお伺いをいたします。

能登半島地震では、能登空港の滑走路上に深さ約十センチ、長さ十メートルの亀裂が四、五カ所で見つかり、滑走路が閉鎖され、自衛隊機が離発着できるよう仮復旧できたのが十日後の一月十一日、民間機の運航はさらに大幅に遅れ

ており、初動で空港が十分な機能が果たせなかったことも教訓として上げられているようであります。

本県の場合、大地震により懸念されるのが、軟弱地盤でのこの液状化の問題だと思えます。そこで、防災航空センターの液状化対策といったものはどのようになっているかお伺いいたします。

○小林消防保安室長⇨防災航空センターの液状化の対策、対応についてお答えいたします。

防災航空センターには、防災ヘリ専用の離着陸場、いわゆるヘリパッドと駐機場を整備しております。これらの施設は液状化対策を含む国土交通省の整備基準を満たしているところでございます。

その対策につきまして具体的なものを申し上げますと、当地の軟弱な地盤を考慮して土壌改良を行うとともに、水抜きを徹底的に行っております。

以上でございます。

あと一つ修正なんですけど、すみません。相互応援協定に基づくヘリコプターの活動実績のところ、私、長崎県的美郎山と申しましたけど、美郎島の間違いでございました。訂正させていただきます。

○中本委員⇨御答弁いただきありがとうございます。

それでは、この質問の最後になりますが、航空消防体制の推進についてお伺いいたします。

「かちどき」の運用を担う佐賀県防災航空センターの運営理念は、安全で確実な運航を追求し、国民の命と暮らしを守ることと示されています。令和三年、令和五年の豪雨災害では、「かちどき」の活動により、初動段階で多くの情報が収集され、災害の全体像が把握できた結果、救助や救急など迅速かつ的確な活動につなげることができています。

気候変動に伴う災害の激甚化や頻発化はもちろん、今回の能登半島地震でも

分かるように、佐賀県にも佐賀平野北縁断層帯などがあり、いつ大規模な地震等が発生しても不思議ではない状況が続きます。そうした意味においては、県内で大規模な災害が発生し、全国から多数のヘリコプターが駆けつけ、救援救助活動が行われるという事態を想定していかなければなりません。その際にはヘリコプターを含む航空機運航のオペレーションを受援県である本県が行うことになり、既に訓練も行われていることとは思いますが、県庁消防保安室及び佐賀県防災航空センターの責任と使命はますます大きくなってまいります。

以前にもこれは同様の質問をしたところですが、改めて消防防災ヘリコプター「かちどき」の運航に関わる総括責任者でもあります危機管理・報道局長の安全で確実な運航を追求し、県民の命と暮らしを守るとの御決意をお伺いし、最後の質問させていただきます。

○野田危機管理・報道局長⇨私のほうからは、航空消防防災体制の推進につきまして私の決意をというふうなことで述べさせていただきますと思います。

災害対応におきまして、委員のほうからお話ございましたけれども、やはり県民の命と暮らしを守る、救える命を救う、それが最大のミッションというふうにご考えております。

そのためには、迅速な初動が何よりも重要となっております。災害発生時、いち早く防災ヘリ「かちどき」を飛ばし、空から被害の全容を把握し、人命最優先で迅速、的確な初動につなげる、初動におきまして「かちどき」が果たす役割、すなわち上空からの情報収集というのは大変大きなものというふうにご認識しております。

今年年明け早々、能登半島地震が発生いたしました。このような大規模災害はいつどこで発生するか分かりません。万が一に備え、実際に起こり得る様々な事態を想定した訓練を重ね、他の実動機関との連携にも一層力を入れ、一人でも多くの命を救うという強い気持ちで臨んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、大きな項目の二つ目として、本六月定例会に上程をされていきます債務負担行為、高等教育機関設置支援事業費補助六億四千九百三十六万五千円について質問をいたします。

この議案は令和八年四月の開学を目指す武雄アジア大学（仮称）に対し県が支援をするものであり、午前中の土井委員と重複する部分もあるかとは思いますが、私なりの視点で質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

この事業の目的については主要事項説明書に、学校法人旭学園の武雄アジア大学（仮称）の設置に伴い、武雄市が行う同法人への支援に対し、補助金を交付することにより、県内の高等教育機関の充実を図ると示されています。

このことは一般質問に対する答弁でも県内の大学の数が四十七都道府県で最少の二つしかない中、武雄アジア大学（仮称）の開学により、県内の学びの選択肢が増え、高等教育機関の充実につながると県が支援する理由について述べられており、午前中の質疑の中でも答弁があったところであります。

県においては、学びの選択肢を増やし、高等教育機関の充実につながるとともに、若者の県外流出防止や産業人材の確保に向けて、県立大学の設置に向けた検討が進められており、この新たな私立大学と県立大学が設置されることで、本県の高等教育の質の向上にも大きく貢献できるものと期待をするところであります。

また、特に全国の私立大学においては、少子化の影響により、定員割れする大学が半数を超え、学生募集の中止や閉学に追い込まれる大学もあり、文部科学省の私立大学の新設に対する審査が厳格化される中であって、学校法人旭学園と武雄市が大学の新設に向けてチャレンジされていることに敬意を表しますとともに、県にはできる限りの支援といったものを求めていると思います。

そこで、以下順番に伺ってまいります。

まず、武雄アジア大学（仮称）の概要等について伺ってまいります。

本議案は補助の対象を武雄市としていますが、最終的に県の補助金は武雄市を経由して武雄アジア大学（仮称）の設置に取り組む学校法人旭学園に交付されることとなります。

そこで、実質的な補助の対象となります武雄アジア大学（仮称）についてやはり理解を深めていくことが大切になるものと考えます。

学校法人旭学園では本年二月に武雄アジア大学基本構想をまとめておられますが、そこで示された武雄アジア大学（仮称）とはどういう大学なのか、その概要について伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ武雄アジア大学（仮称）の概要についてお答えいたします。午前中の答弁にも重なりますけれども、御紹介ありました学園が発表しました大学の基本構想によりますと、開学時期は令和八年四月とされており、四学年の収容定員は五百六十名。学部と学科につきましては東アジア地域共創学部、東アジア地域共創学科の一学部一学科とされておりまして、その学科の下に観光力・地域マネジメントコース、韓国・メディアコンテンツコースの二つのコースを設けるとされております。

以上です。

○中本委員Ⅱ午前中と全く同じ答弁いただきました。

次に、武雄アジア大学（仮称）の建学の精神について伺ってまいります。

私立大学にはそれぞれの大学に建学の精神が原点としてあり、それが校風となり、また、独自の教育・研究の指針ともなっております。そして、その建学の精神の実現に向けて大学運営が行われるものと考えますが、武雄アジア大学（仮称）の建学の精神とはどのようなものなのか伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ武雄アジア大学（仮称）の建学の精神についてお答えいたします。

これにつきまして旭学園のほうに確認をいたしましたところ、基本構想の中で基本理念として記載をされておりまして、「アジア響明」、「地域協学」、「平和共創」の三つが掲げられております。

そして、それぞれの説明がされておりまして、一つ目の「アジア響明」、これは響くに明るいと書いて「アジア響明」ですけれども、「多様性に満ちたアジアを国境を越えたイノベーションの連鎖が明るく響き合う地域として発展させるため」とされておりまして。

二つ目の「地域協学」、これは協力する、学ぶという字ですけれども、この地域協学は、「地域の人々とともに学び、地域の課題解決にとりくみ、地域の暮らしと産業の発展と子どもたちの健全な成長のため」とされておりまして。

三つ目の「平和共創」、共に創ると書いて共創ですが、これは「ヒューマニズムと相互理解のもとに豊かに暮らせる、平和的な共生社会の実現のため」とされておりまして。

以上です。

○中本委員Ⅱ建学の精神、今の言葉でいうと、大学の理念という言葉で表現をされていたきました。

私、私立大学が持つ建学の精神というものを少し見てみました。今日、議員さんの出身大学の建学の精神をちよつと拾ってきました。

早稲田大学、江口委員さん、一ノ瀬委員さんの御出身でございますけれども、早稲田大学の建学の精神。早稲田大学は「学問の独立を全うし、学問の活用を効し、模範国民を造就するを以て建学の本旨と為す」、このように少し長くありますね。法政大学、これは藤木委員の出身。「自由を生き抜く実践知」ということで、非常にシンプルな建学の精神。同じく明治大学、土井委員ですね。

「権利自由、独立自治」ということが上げられております。そして、慶應義塾大学、原田委員。「独立自尊」というのが建学の精神だそうです。ちなみに私の創価大学は「人間教育の最高学府たれ」ということであります。どうでしょうか、それぞれの大学出身者と大学の建学の精神というイメージが合うでしょうかね。

いずれにしても、恐らく十月には基本構想に示された大学の理念といったものが具体的な文言として、建学の精神として出てくると思いますので、期待をしておきたいというふうに思います。

それでは次に、武雄アジア大学（仮称）が目指す大学像、人材像について伺いをいたします。

基本構想では、建学の精神に基づき、どのような大学をつくらうとしているのか、また、どのような人材を育成したいと考えているのかお伺いいたします。○尾鷲政策企画監Ⅱ武雄アジア大学（仮称）が目指す大学像、そして、人材像についてお答えいたします。

まず、目指す大学像につきましては、基本構想の中で学部構想の三つの柱というものがございまして、これがそれに当たるということでございまして。

一つが、地域と大学が一体となって創造性豊かな学生を育てること。二つ目が、国際的な視野を持ち、それを地域及び広域に寄与できる人材を育成すること。三つ目に、地域の産業と発展に貢献できる人材を育成することとされておりまして。

次に、育成する人材像につきましては、これも基本構想の中で、武雄、佐賀の産業を支える人材、地域と世界とをつなげる人材、新たな価値を創出する人材というふうにされておりまして。

以上です。

○中本委員Ⅱそれぞれ大学像、そして、人材像、本当にこうなってほしいなど思うようなイメージで今述べていただきました。

それでは次に、学生や教員確保の見直しについてお伺いをいたします。

特に地方都市の中小規模の私立大学では、学生の募集停止や閉学に追い込まれるケースも出ており、入学する学生を確保するという事は喫緊の課題となっております。このため、学校法人旭学園では、学生の確保に向けて、高校生を対象にしたアンケート調査を行われているようですが、確保の見直しはどのようになっているのか、また、新設される大学や学部においては、どこも教員の確保に大変御苦労されているという現状があります。

武雄アジア大学（仮称）の教員確保の見直しについては、どのような状況と報告を受けているのかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ学生や教員確保の見直しについてお答えいたします。

学生確保の見直しにつきましては、確実性の高いデータを用いて説明する必要がありまして、これは認可申請時のその年に申請者が提出するものであります。現在、旭学園では、開学時に大学一年生となる今の高校二年生を対象にしまして、県内外の高校にアンケートを行っております。その中で、武雄アジア大学（仮称）への入学を希望するとの回答数が入学定員数を越えたというふうに聞いております。

次に、教員の確保につきましては、公募と紹介により募集を進めておられまして、確保のめどが立っているというふうに聞いております。

以上です。

○中本委員Ⅱ高校二年生を対象としたアンケート調査では、目標とする百四十名ですかね、既に超えているということもあります。さらに、今、県内ということでもありましたけれども、武雄という地の利から考えますと、新幹線効果ということもありますので、例えば、諫早であったり、佐世保であったり、いろ

んな可能性もあるかと思えます。そうしたところもしっかり学園のほうでも今取り組まれているようでありますので、そうしたこともぜひ期待をしていきたいというふうに思います。

次に、武雄市が実施をしております大学の設置による経済波及効果の試算についてお伺いいたします。

武雄市では、武雄アジア大学（仮称）の設置がもたらす経済波及効果について調査を行い、試算が示されていると伺っていますが、どのような調査結果になっているかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ市の経済波及効果についてお答えいたします。

これは武雄市が市にもたらす各種効果として推計をしているものでして、経済効果としましては、開学前からの二十五年間で約百五十四億円と。

次に、税金につきましては、四学年が全てそろって完成年度の令和十一年度以降、毎年約三千三百万円とされています。また、市内における雇用数として、完成年度以降、在学中のアルバイトも含めまして、毎年約二百五十人と見込まれているところです。

以上です。

○中本委員Ⅱこれは武雄市さんの試算でありまして、県立大学で示された経済波及効果、一千二百七十四億円から二千六百二十三億円、これと一概に比較することはできないというふうに思いますけれども、一定の効果というのはしっかりあるということであるかと思えます。

それでは次に、県立大学との連携についてお伺いいたします。

武雄アジア大学（仮称）の開設時期は令和八年四月を目指されており、県立大学が仮に予定どおり開設するとなると令和十年四月ということ、僅か二年の間で県内の四年制大学がこれまでの二校から四校と増え、相乗効果といったところも期待をされるところであります。

そこで、武雄アジア大学（仮称）と県立大学の連携について、どのようなことが期待されるのかお伺いいたします。

○日野政策総括監理武雄アジア大学（仮称）と県立大学の連携についてお答え申し上げます。

まず最初に、地域における大学の役割というものがあります。地元の高校生の進学先だとか、産業人材、専門人材の確保、育成というのもございますけれども、企業のイノベーションの創出に大学がお手伝いするだとか、社会人の学び直し、これはるる今議会でも御答弁申し上げたとおりでございます。単に若者のための大学ということではなくて、地域そのものが時代の変化に対応していく、発展していく上で、大学というのが必要不可欠な存在、機能だということに思っています。特にその役割というのは、人口減少社会であればこそ、その役割の重要性が今指摘されているんじゃないかと思えます。

佐賀県は、この大学という機能が圧倒的に不足しているというのは御案内のとおりでございます。隣の長崎県だと大学の数が八つ、佐賀県と人口規模が似通った福井県、山梨県も七つ、八つというふうに大学があるわけでございます。これが武雄アジア大学（仮称）と県立大学が開設されれば、二から四というところで倍増するわけでございますけれども、こうした大学がお互いに連携しながら高等教育機関としての充実に向けるというのは、これは当然のことだろうと思っております。

午前中も、土井委員のところでも申し上げましたけれども、教員同士の連携、あるいは職員同士の連携、それから、単位互換、こういういろんな連携というのが、ほかの県の事例を見ても承知をしているところがございます。また、コンソーシアムという形で大学同士が研究した成果を持ち寄って、それを地域に還元するためのシンポジウムなどを開催して、より高等教育機関を地域で活用してもらおうと、大学のほうがそういうアクションを起こすような地域もござ

います。

そういった動きもあるわけでございますけれども、一つ、学生から見て、じゃ、連携がどういうプラスになるだろうか。コンソーシアムとかになると結構マクロ的な話になりますし、社会人にとつてのメリットということも大きいわけでございますけれども、学生にとつてのメリットということでも一つ事例を申し上げますと、専門家チームと議論している中でもちよつと話に上っていたんですけども、例えば、県立大学の学びというのは、企業現場とか地域に出たって、課題解決型学習というものをベースにしようというふうな議論を今しているわけです。四、五名の学生が企業とか地域に入り込んで、そこで課題は何かと自ら発見して学生同士で議論して、解決策を提示したり、学びを深めていくと。こういったときに県立大学の学生だけが特定の企業だとか地域に入り込むのではなくて、例えばの話なんですけれども、武雄エリアの企業であるとか、武雄の温泉街か何かを使ったPBLをやろうとしたら、じゃ、武雄アジア大学（仮称）の学生さんも数名参加されてはどうでしょうかみたいな感じで一緒に学ぶということができないんじゃないかと。

県立大学の議論の中でも、学生のダイバーシティの確保が重要だと申し上げました。入試のときに幾らダイバーシティの確保で、いろんなチョイスで、入試のバラエティーに富んだやり方でダイバーシティに富んだ学生を集めても、大学の中がまた固まってしまうたら学びがどこかで限界になりますので、それを打ち破るためにも極力そういうこともできるんじゃないかと。それは連携先の武雄アジア大学（仮称）だとか、西九州大学もそうだと思いますけれども、そういう県内のほかの大学にとつてもメリットのあることなので、お互いが子供に対する、学生の対する学びの質を高めていくという意味で大変有意義ではないかというふうに思っております。

江口委員の御質問とか御指摘にもありますけど、今の大学生は本当に勉強を

するわけでありませぬ。しかも、それがどちらかというと学生同士のディスカッションみたいなことが本場に盛んになっているというふうに感じておりますので、学生同士が大学の枠を超えて刺激を与え合うような、そういう環境というのを佐賀でつくることができるのではなからうかというふうに思っております。そういった意味で、地域に大学が与える還元だけではなくて、学生同士の学びの質の向上につながるような連携というのを模索してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ日野総括監のお話を聞きますと、どんどん引き込まれていきそうな空気があります。いずれにしても、県立大学、そして武雄アジア大学（仮称）、ウイン・ウインの関係がさらにいろんな形でまた深まっていくことを期待しておきたいというふうに思います。

それでは次に、武雄アジア大学（仮称）の施設整備に関し、学校法人旭学園の支援に必要な経費について伺ってまいります。

まず、武雄アジア大学（仮称）のキャンパスについては、白岩運動公園の一面で旧白岩体育館跡が予定されており、武雄市が土地を一部無償譲渡することになっているようであります。そして、大学のキャンパスは学生だけの居場所ではなく、地域の方の居場所としての機能を重視し、地域の防災や普段利用することも想定されているようであります。

そこで、武雄アジア大学（仮称）の施設整備に関わる武雄市の補助対象となる全体事業費はどのような形になるのかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ全体事業費についてお答えいたします。

武雄アジア大学（仮称）の施設整備につきまして、武雄市が補助対象としております全体事業費につきましては、施設整備費、設計費、備品費の三つとなります。合わせて約三十一億円となります。

以上です。

○中本委員Ⅱすみません、三十一億円の間違いありませんかね。ありがとうございます。

それでは、全体事業費三十一億円ということでしたが、武雄市では学校法人旭学園への支援に必要な事業費に対する補助額は最大で十三億円として、支援対象となる経費を積算されているようですが、その経費の内容、内訳はどのようになっているのかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ武雄市の支援対象経費についてお答えいたします。

武雄市は約十三億円を旭学園への補助に係ります市の負担というふうにしております。その内訳と積算につきましては、まず施設整備費については、市が独自にといますか、大学設置基準に定められている校舎面積ですとか、あとその建設単価につきましては、昨今の工事費の上昇なども踏まえたところで単価を市のほうで算定しまして、それは市の独自の算定によって基準額というものが算定をされております。それが約二十・六億円ということで、これに補助率は二分の一ということで約十・三億円というふうに今施設整備はされております。

設計費につきましては、旭学園の見積額である約一・一億円に、補助率は三分の二ということで約〇・七億円とされております。

そして、備品費につきましては、これも旭学園の見積額ですけれども、約二・九億円に補助率が三分の二ということで約一・九億円というふうにされております。

以上です。

○中本委員Ⅱ今回の議案では、県の補助額として六億四千九百三十六万五千円が計上されており、武雄市が行う学校法人旭学園の支援に必要な経費のうち、市の負担する額の二分の一を補助するということになっています。この場合、

施設整備に関わる補助対象事業費の県、市、旭学園の負担額は、結果的にそれぞれどのようになってくるのかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ補助対象事業費の負担額についてお答えいたします。

補助対象としております全体事業費の約三十一億円につきましては、その負担の内訳については、武雄市が約十三億円、県が約六・五億円、旭学園が約十一・三億円となります。

以上です。

○中本委員Ⅱそれぞれ負担額をお示しいただきました。学校法人旭学園の負担額十一・三億円ということでありますが、このうち国の補助、デジタル田園都市国家構想交付金五億円の交付を申請していたものの、採択を受けなかったというふうに聞いております。これは二次募集で、当初、もう一回目指すという話になっていたかと思いますが、最終的にこの補助についてはどのような対応になるのかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱデジタル田園都市の補助金につきましてお答えいたします。

これは武雄市におきまして国のほうに申請をされておりました。本年度の三月に採択結果が出ましたけれども、そこで不採択ということになっております。その後、初め、六月の再募集に向けて、再募集に応募するということをおっしゃっておりましたけれども、先日の五月二十一日の市の特別委員会においては、これは採択される見込みはないということで、再募集には応募しないということを市のほうでは説明をされております。

以上です。

○中本委員Ⅱということは、最終的には自前でしっかりと確保していくと、こういうことですね。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

今回の予算案では債務負担行為とされていますが、その理由についてお伺い

いたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ債務負担行為としている理由についてお答えいたします。

まず、改めてになりますけれども、債務負担行為というものは、契約内容などが複数年にわたる場合に、翌年度以降に予算の約束を取り付けるものということになります。これが債務負担行為ということになります。

今回、県と武雄市の補助金は武雄アジア大学（仮称）の施設の建設工事に充てられます。その工事につきましては、旭学園は今年の十一月から始めたいとしておりまして、年度をまたぎまして一年程度かけるといわれることをお伺いいたします。ですので、まず今年の工事開始に向けました発注手続が行われる前に補助金の交付決定というものをを行います。補助金の実際の実際の交付については、大学の設置認可が下りまして、施設の建設などが完了した後の来年度ということになりますことから、今回、債務負担行為を設定しております。

以上です。

○中本委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、西九州大学看護学部への支援との違いについてお伺いをいたします。

平成三十年に小城市に西九州大学看護学部、入学定員九十人ですが、開設された際、小城市の負担は七億円強に対し、県は四億四千万円を施設整備費として補助をされています。県の支援は二分の一を超えています。一般質問に対する答弁では、佐賀県では地元の市町が主体的に大学誘致を行う場合、地元の市町が大学の新設に負担する額の二分の一を基本と、このように答弁をされております。今回の武雄市の場合と小城市の場合に補助率の違いがあるのはなぜかお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監Ⅱ西九州大学看護学部への支援との違いについてお答えいたします。

学校法人永原学園が平成三十年四月に小城市に西九州大学看護学部を設置しました際に、県は四・四億円補助しております。この補助の検討におきましても、地元の小城市が負担する額の二分の一を基本に検討を始めましたけれども、この場合は大学であると同時に看護師養成所でもあったことから、既存の看護師養成所施設整備費補助のスキームにより補助額を算定しております。この結果、県の補助額は小城市が負担する額の約六割となっております。

以上です。

○中本委員Ⅱ国の看護師を育成する補助スキーム、これを取り入れたことで、県の負担としては結果的に上がったということですよ。ありがとうございます。

それでは次に、事業費が結果的に増高した場合の対応について伺います。

SAGAアリーナや市村記念体育館の例にもあるように、昨今の施設整備におきましては、資材価格の高止まりや労務単価の高騰等による事業費の増高がリスク要因の一つとして大変これは懸念をされます。

そこで、今回の場合、事業費の増高した場合の対応についてどのように考えておられるか伺います。

○尾鷲政策企画監Ⅱ事業費増高への対応についてお答えいたします。

今回、佐賀県は武雄市が負担する額の二分の一を市に対して補助をいたします。武雄市におきましては、今回予算計上をされている約十三億円が上限であると、また、整備費が増えても負担を増やすことはないということを説明をされております。

旭学園におかれましては、今回の設備整備費の見積りに当たりまして、昨今の建設工事費の上昇というところも見込んであるというふうに聞いております。

ですので、仮に見込みを上回る上昇があらましても、そこは旭学園において対応されるというふうに聞いております。

以上です。

○中本委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。増高分は全て学園側が負担をするということなるかということだと思います。

それでは次に、今後の対応について伺ってまいります。

まず、スケジュール感についてであります。

既に六月二十日に武雄市議会で武雄アジア大学（仮称）への支援の議決が可決をされており、仮に県議会で議決された場合には、武雄アジア大学（仮称）の設置に向けて文部科学省への大学設置認可申請や施設整備に向けた工事の着手など、新たなステージに入っております。

そこで、開学に向けた今後のスケジュールはどのようになってくるのか伺います。

○尾鷲政策企画監Ⅱ今後のスケジュール感についてお答えいたします。

開学に向けて今後旭学園において準備が進められていきます。

まず、大学設置に係る認可につきましては、今年の十月に国に認可申請を行いまして、書類審査、面接審査、実地審査が進められまして、来年の八月に可否の判定が行われる予定です。

これと並行しまして、施設につきましては、今年の十一月から建設工事が開始され、竣工までに一年程度見込まれております。

また、学生の募集につきましては、来年八月の設置認可が下りるまでは設置構想中ということを付した上でPR活動が行われまして、そして、認可が下りた後に募集要項の配布などの具体的な学生募集が開始をされます。

こうしたスケジュールで準備が進められていくというふうに聞いております。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは、最後の質問になります。県の支援の在り方について伺いたいします。

この六月定例会を前にした定例会見の中で山口知事は、武雄アジア大学（仮称）に関して、そこでしか学べない光る大学をつくらなければならない。武雄アジア大学（仮称）に行きたいと思う人が増えるように応援をしていきたいと。さらに、高等教育機関の少なさは佐賀の課題、同じ志を持つ仲間として武雄市と旭学園を応援したいと述べられるとともに、財政支援はするものの、大学の構想や運営に県は関与しないと発言をされたことがマスコミ報道で載っております。

そこで、財政的な支援以外で県は武雄市と旭学園に対してどのような支援を考えておられるのか伺いたします。

○平尾政策部長Ⅱ支援の在り方について私のほうから御答弁いたします。

まず、武雄アジア大学（仮称）の取組につきましては、県としては旭学園と武雄市の共同事業というふうに考えております。こうしたことで武雄市に対して補助を行いたいというふうに考えております。

今回、施設整備の支援に係る債務負担行為の予算をお願いしておりますけれども、今後、毎年度の運営費を県が負担するといったことは考えてはおりません。

武雄アジア大学（仮称）には、まさにそこでしか学べない、委員からも御紹介ございましたように、光る大学となって多くの子供たちが行きたいと思う魅力ある大学になってもらいたいというふうに県として考えております。

旭学園と武雄市については、武雄アジア大学（仮称）がやはり魅力ある大学となるように、自発的な様々な取組をぜひ取り組んでいただきたい、そういった思いで期待をしているところでございます。

県内大学の魅力が高まるということは地域にとっても有益なことでございます。

す。県では県内大学が持つノウハウを社会に実装していく「TSUNAGIプロジェクト」をやっております。佐賀大学、西九州大学とこれまで続けております。武雄アジア大学（仮称）が開学した際には、佐賀大学、西九州大学と同様に、ぜひ一緒にやっていきたいというふうに考えております。佐賀の子供たちのために新たな教育機会を創出したいという同じ目的、志を持つ仲間として、県としても支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ部長、御答弁いただきありがとうございます。

今回のこの予算につきましては、佐賀県も武雄市も、学校法人旭学園が文部科学省から新設の認可を受けることを条件に補助を行うということになっておりまして、国の認可を受けることができれば、補助金は交付されず、県や市のリスクといったものも回避されます。しかし、学校法人旭学園では令和八年四月の開学に向けて、この認可決定を待たず、施設整備に着手しなければ間に合わない、こういう状況になっていきます。

この点、武雄市におきましても、着手したものの認可が下りず、開学を断念するリスクについては旭学園と協議していくと、このように述べておられます。そうしたリスクを抱えながら開学に向けた準備が今進められている。こういうことは、共通認識として私たちもぜひ確認をしておかなければならない、こういうふうに考えています。

また、本年一月に学校法人旭学園が地元で開催した講演会に、地方大学の成功例と言われる前橋国際大学の大森昭生学長を招かれており、その講演の中で、学生や教員が、企業や自治体だけでなく、小、中、高の児童生徒が教員とも密に関わることで、学生の九割を群馬県出身者が占め、卒業生の約八割が県内で就職をしていると。地域と大学が協働し、人材育成の主体になるのが地学一体、その成果として人材の地域循環が生まれていると。こういうお話をされたそう

であります。

武雄アジア大学（仮称）の開学に向けてこれから国への設置認可申請が最大の難関となつてまいりますが、ぜひ突破していただき、地域にとって欠かすことができない地学一体の大学となるよう祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○中村委員長Ⅱ次に、議案に対する質疑を行います。

質問される委員は議案の名称等を述べた上で質問をお願いいたします。

○桃崎委員Ⅱ自由民主党の桃崎祐介でございます。今回から当委員会に付託された議案及び請願等についてのみ、当初予定されておりました質問者とは別途質問を受け付けていただけるということでありましたので、二件の付託事項につきまして質問をさせていただきます。できるだけ簡潔な質問に努めてまいりますので、一般質問同様、明確な答弁をお願い申し上げます。早速、質問に入らせていただきます。

一つ目の質問は、甲第三十五号議案「令和六年度一般会計補正予算一、歳出予算の第二款第二項第一目企画総務費の中の細事項名、波戸岬少年自然の家利活用検討事業費についての質問であります。

佐賀県少年自然の家とは、子供たちが豊かな自然の中での体験活動や集団での宿泊体験などを通じまして心身ともに健やかに学び育つための社会教育施設と位置づけられております。

現在、佐賀県では昭和五十年に開設された黒髪少年自然の家、昭和六十二年に開設された北山少年自然の家、そして、平成十一年に開設されました波戸岬少年自然の家の三つの施設が運営されているところであります。

今回の六月定例県議会ではこの三つの施設のうち、多くの地域資源に恵まれた波戸岬エリア内の施設波戸岬少年自然の家につきまして、そのポテンシャルを最大限に生かし、今後の効率的で効果的な利活用に向けた調査、検討を行う

ための予算といたしまして、波戸岬少年自然の家利活用検討事業費一千九百八十万円が提案されております。

そこで、確認のためにも現在運営されております三つの少年自然の家について、施設の利用状況並びに運営状況を質問いたします。

初めに、各少年自然の家につきましては、どのような利用者が、また、どれくらいの人数が利用されているのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ県内の各少年自然の家の利用状況について御説明させていただきます。

県内には少年自然の家が波戸岬、北山、黒髪の三施設ございます。これらの施設につきましては、豊かな自然の中での体験活動であったり、集団での宿泊体験などを行う場所として、園児から小学生、中学生、高校生、大学の学生のほか、スポーツ団体や地域団体などから御利用いただいております。

令和五年度の各施設の延べ利用者につきましては、日帰りの場合を一人とカウントし、一泊の場合を二人とカウントいたしまして、波戸岬少年自然の家につきましては四万三千三百五十六人、北山少年自然の家につきましては三万七千四百五十五人、黒髪少年自然の家につきましては一万九千五百四十五人となっております。波戸岬少年自然の家が最も利用者が多い状況となっております。

利用者につきましては、三施設合わせて約九万五千人となっており、コロナ禍前の令和元年の利用者数十三万一千人と比較すると約七二％程度まで回復している状況になります。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。結構たくさんの方が利用していただいていると認識するところであります。

次に、少年自然の家の運営に当たりまして、各施設どれくらいの指定管理料などが発生をしているのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ各少年自然の家の運営状況についてお答えいたします。

まず現在、少年自然の家の管理運営は、公募により選ばれた指定管理者が行っております。

施設の管理運営には、支出につきましては運営スタッフの person 費、清掃や警備、光熱水費などの施設管理費、また、主催するイベントなどの事業費がかかっております。収入としましては、業者からの宿泊料、また、イベント参加者からの参加料、そして、県からの指定管理委託料などがかかっております。

令和六年度の指定管理委託料につきましては、波戸岬少年自然の家が一億二千三十八万二千元、北山少年自然の家が八千四百七十七千元、黒髪少年自然の家が六千四百九十九万六千元となっております、波戸岬少年自然の家が最も高くなっております。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、今回提案されております波戸岬少年自然の家利活用検討調査では、どのようなことを調査検討される予定であるのか、その具体的な内容につきまして伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ今回、予算を上げさせていただいております波戸岬少年自然の家の利活用検討調査についてお答えいたします。

まず、この検討調査に当たっては大きく二つの調査を行うようにしております、まず一つ目が事業性調査となっております。こちらの調査は、波戸岬少年自然の家の立地や設備などの施設に関する情報であったり、波戸岬エリアのポテンシャルを調べるほか、法制度上の課題の整理などを行います。

二つ目の意向調査につきましては、民間事業者へのサウンディングを行いまして、民間事業者の参入意欲であったり参入条件、リスクや課題等について調べ、調査結果を整理するようになっております。

その後、これらの調査結果を踏まえまして、想定される事業手法であったり、事業スキームを整理していくこととしております。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

この業者選定から運営方法や整備手法の提案ということですが、これにつきましては民間事業者への委託等も視野に入れられているということでしょうか。

○納富政策企画監Ⅱこちらの調査につきましては、県のほうで実施するわけではなく、業者を選定いたしましたして、業者に委託して行うこととしております。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

このような県の施設につきましては、やはり行政からの視点だけではなく、民間の視点やノウハウなどを活用いたしましたして、客観的な判断の下に運営方法や利活用などの見直しを行っていくことが非常に重要なことであると考えております。

今後とも運営のためにも、これらの事業を通じてしっかりと検討を行っていただきますことをお願いするところであります。

次に、料金の見直しについて質問をいたします。

先日の一般質問におきまして、知事の答弁の中でもありましたが、現状の宿泊料金は、中学生までは無料、高校生や学校の指導者及び二十三歳未満の青年などにつきましては三百円、それ以外では七百円とのことであり、提供される内容や民間施設と比較いたしましたしても非常に安価な料金設定がなされております。

もちろん子供たちの利用する社会教育施設ということもありますので、多くの方々が利用しやすいような料金に設定されていることは理解いたしますが、

人件費や光熱水費などが高騰する中、施設を運営していく上では、現状に合わせた価格設定も行っていく必要があるのではないかと考えております。

そこで県として、今後の料金の見直しにつきましてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ少年自然の家の料金の見直しについてお答えいたします。

委員御意見のとおり、利用料金につきましては、先ほど御紹介いただきましたように低料金で利用をさせていただいております。

ただ、今回は波戸岬少年自然の家の利活用を検討することとしておりまして、まずは先ほど御説明した意向調査を行い、民間事業者などの御意見を伺うこととしております。

そういうことでもありますので、現時点で利用料金の見直しについて行うというのを決めているわけではまだございません。ただし、出てきました御意見を参考にしながら、料金の見直しなどにつきましても含めて検討を行っていきたく考えております。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは最後です。北山並びに黒髪少年自然の家の今後の磨き上げにつきまして質問をいたします。

今回の議案におきましては、波戸岬少年自然の家のみについての利活用調査検討事業であります。そのほかの二つの施設につきましても、豊かな自然に恵まれ、大きなポテンシャルを持った施設であります。これらの施設につきましても、民間などによる調査検討を行い、よりよい施設へと磨き上げをしていくことが必要であると考えられますが、県のお考えをお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ北山、黒髪少年自然の家の磨き上げについてお答えいたします。

まず、当然のことながら、私どもも北山、黒髪少年自然の家は大切にしております。この磨き上げについても行っていきたく思っております。

ただし、現時点におきましては波戸岬と同様の調査を直ちに黒髪少年自然の家と北山少年自然の家で行うことは考えておりません。今は、まずは指定管理者を含めて、関係者の方々と目指すべき姿を共有しながら、磨き上げの方策について意見交換を行っているところです。

利用者の目線に立ちまして、改善できることから見直しを行いながら、施設の本質的価値の磨き上げを行いながら、人が集まる施設へとしっかり考えていきたいと思っております。

以上になります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

現代社会におきましては、SNSやインターネットなど多くの情報があふれ返る中、その一方で、少子化や核家族化等の進展に伴い、人と人のつながりや社会的関係性が極めて希薄になっているのではないかと危惧いたすところがあります。

このような時代であるからこそ、子供の頃から自然に親しみ、集団での宿泊体験や活動体験などを通じて、社会性や協調性、豊かな情操を育成し、心身ともに健康な青少年を育む場所といたしまして、少年自然の家の持つ役割というものもこれまで以上に必要となってくるものと考えております。

今後ともこれらの施設の磨き上げを行い、子供たちにすばらしい教育環境を提供していただきますようお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、同じく甲第三十五号議案「令和六年度一般会計補正予算」中の債務負担行為、細事項名、高等教育機関設置支援事業費補助についてであります。

学校法人旭学園と武雄市が、令和八年四月の開設を目指して準備を進めておられる武雄アジア大学（仮称）に対しまして、県としてこの取組を支援するため、今議会において六億四千九百三十六万五千円の予算を提案されております。武雄アジア大学（仮称）に対しまして本事業の目的、また現況につきまして、今委員会におきましても詳細に御説明をいたしておりますので、私からは今後の連携や支援について質問をさせていただきます。

都市部の大学と違いまして、地方の私立大学は、その地域の暮らしや産業への貢献度合いが極めて大きく、地方の社会を支える一つの役割を担っているものであり、今回の武雄アジア大学（仮称）につきましても、無事開学に至り、佐賀県的高等教育機関の充実と、武雄市の今後の発展と振興に寄与していきますことを期待する次第であります。

しかしながら、全国の私立大学の定員充足率につきましては、徐々に減少傾向をたどっており、現在では九九・六％という状況でありまして、地方の小規模な大学ほど、定員割れが深刻さを増し、今後、統合や廃止に追い込まれる可能性があるということも示唆されております。

また、少子化に伴う十八歳人口の減少に影響を受け、現在の大学の総定員数が維持されたと仮定した場合、全国の大学定員充足率は二〇四〇年には八〇％前後となり、県内の私立大学につきましては、七五・六％となる見通しであることから、今後その運営がますます厳しくなっていくことは想像に難くないところであります。

このような状況の中、旭学園と武雄市の取組は大きなチャレンジと言えるものでもありますが、武雄アジア大学（仮称）につきましては、民間の感覚やノウハウを生かし、私立大学ならではの個性あふれる魅力的な大学づくりを行っていただくことを願いますと共に、これは民間の取組をサポートしていくことが行政としての重要な役割であります。今回に限らず、今後とも県内の私立大

学に対する支援などを継続していかなければならないと考えるところであります。

そこで、武雄アジア大学（仮称）との連携について質問をいたします。

このような地方の私立大学が置かれている現況の中、新設を目指されている武雄アジア大学（仮称）が、開学後も学生が集う魅力的な大学となるよう、県としても連携を図っていく必要があると考えられます。しかしながら、先ほど政策部長のお話の中では、県立大学が設立されれば連携を取っていくということとを述べられました。ところが、現在県立大学につきましては、その設立の可否の判断が議会においてもできておりません。仮に県立大学が設立されなければ、その後、武雄アジア大学（仮称）との連携というものも行われないうことで、そういう答えであったのでしょうか、お伺いをいたします。（「大学できんなら連携できん」と呼ぶ者あり）すみません、県との連携ですね。

○平尾政策部長「先ほど私のほうから答弁した内容は、あくまで今県は「T S U N A G Iプロジェクト」というものをやっておりますので、武雄アジア大学（仮称）が設立された際には、佐賀大学、西九州大学と同様にそういった連携をやっていくというふうに申し上げたところであります。

以上でございます。

○桃崎委員「ありがとうございます。

分かりました。つまり、佐賀県が抱えております各種課題の解決や、地域における高等教育のあり方やその充実のためにも、今後とも県内の他の私立大学との連携も考えていくということで間違いないでしょうか。

○平尾政策部長「先ほど答弁したとおりでございます。

○桃崎委員「明確な答弁ありがとうございます。

最後に、今後の私立大学への支援について質問をいたします。

地域における大学が果たす役割は極めて大きく、今後、私立大学が県内の

新設や増設、あるいは新たな取組を行う際には、県としても支援していくべきであると考えておりますが、県の考えをお伺いいたします。

○尾鷲政策企画監〓今後の私立大学の増設や増設への支援についてお答えいたします。

武雄アジア大学（仮称）、また、県立大学が予定どおりに開学をしましても、毎年三千人近くの学生が県外に進学している現状から見まして、まだまだ県内の大学の絶対数は足りないというふうに考えております。こうした現状も踏まえまして、私立大学が県内に大学を新設し、または学部を増設したいという場合には、県内の高等教育の充実につながることから、一つ一つお話を聞きながら、どのような支援ができるか検討を行いまして、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○桃崎委員〓ありがとうございます。

今回質問をいたしました少年自然の家や大学だけに限ったことではなく、企業活動や地域づくりにおきましても、行政の補完性の原理に基づきまして、民間で可能なものは民間に委ねることを基本とすると共に、民間活動を促進する取組や仕組みづくりを行い、そして、最終的には民間の主體的な取組と協同し、あるいは支援していくことが本来の行政の役割であります。この点をしっかりと胸に刻んでいただきまして、今後の県政運営に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

○中村委員長〓これで質疑を終了いたします。

なお、明日二十七日は午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論・採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後三時六分 散会